

法人から従業員に譲渡された生命保険契約 に関する課税の在り方

上 田 正 勝

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 育 官 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

法人が従業員に対して財産を移転した場合、通常はその財産の価額の給与所得として課税が行われることとなる。しかし、伝統的な生命保険契約に比して解約返戻金の水準を引き下げた保険契約（以下、「低解約返戻金型生命保険契約」という。）を以下のように用いることによって所得税の負担軽減が可能となる可能性がある。

- (1) 低解約返戻金型生命保険契約（例えば契約から 10 年間の解約返戻金額を大幅に少なくし、その後、解約返戻金額を伝統的な保険契約と同様の水準である保険料積立金額相当額程度に引き上げるような保険契約）を、契約者（＝保険料支払者）及び保険金受取人を法人、被保険者を従業員として締結する。
- (2) その後、解約返戻金予定額が低額な 10 年目において、契約者及び保険金受取人を法人から従業員に変更することで、当該保険契約の権利を法人から従業員に移転する。
- (3) 翌年（11 年目）、解約返戻金額が引き上げられるタイミングで、当該従業員が当該保険契約を解約し、解約返戻金を受け取る。

この一連の行為に対する現行制度で想定される課税は、以下のとおりとなる。

契約者変更によって法人から従業員に保険契約の権利が移転された時点で、雇用関係に基づく経済的利益が給与されたと認定し、給与所得課税となる。

その際の経済的利益の額は、所得税基本通達 36-37 によって、移転時の解約返戻金相当額とされているため、低額な解約返戻金予定額が給与所得課税の対象となる。

そして、翌年の解約時に実際に受け取る解約返戻金の額が一時所得の収入金額となり、その収入を得るために支出した金額として契約移転時に給与所得として課税された金額を控除した金額が一時所得金額となる。

一時所得金額は、その二分の一が総所得金額に加算される。

つまり、低解約返戻金型生命保険契約を用いた場合、譲渡時における低額な解約返戻金予定額と、実際に解約した際に受け取る解約返戻金額の差額につき、給与所得から二分の一課税の一時所得に転換することが可能となる。

そこで、このような低解約返戻金型生命保険契約を用いた租税負担の軽減を防止するための方策につき検討を行うこととする。

2 研究の概要

(1) 本スキームの問題点とその原因

生命保険契約が譲渡された際の評価方法と解約返戻金による収入が二分の一課税の一時所得と判断されることを利用することで、低解約返戻金期間中の低額な解約返戻金予定額と実際に解約した際に受け取る解約返戻金の差額につき、給与所得となるべき経済的利益を二分の一課税の一時所得に転換できる。

これは、租税回避とまでは言えないものの、単に「節税」と捉えていいような、租税法規が予定しているものではない。

(2) 生命保険契約に関する権利の評価

イ 解約返戻金と保険料積立金

生命保険契約に関する権利の評価においては、解約返戻金と保険料積立金の概念の理解が必要となる。

しかし、解約返戻金の定義、計算方法などを規定する法は存在せず、契約において、契約ごとの保険料積立金から解約控除を行った残額を解約返戻金としていることが一般的である。

他方、「保険料積立金」については「受領した保険料の総額のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう。」と保険法において定義されている。

ロ 生命保険契約の権利の経済的利益の額

先述の「保険料積立金」の定義からすると、将来の保険事故発生確率等も加味した、その時点における保険契約の権利の経済的利益の額として、保険料積立金の額が最も相応しい金額だと考えられるが、保険会社は、個別の契約にかかる保険料積立金の額を開示していないため、保険料積立金額に代わるものとして、解約返戻金の額が利用されている。

ここで、低解約返戻金型ではない生命保険契約の場合、一般的には、契約ごとの保険料積立金から解約控除を行った残額が解約返戻金となり、解約控除が不当なレベルでなければ、解約返戻金の額は、保険料積立金の額に概ね近似すると期待できる。

また、解約返戻金の額は、契約時に契約後の年数に応じた金額が契約に付属する文書中に例示されるなど、保険契約者も金額を容易に知ることができる上に、実際に現金化可能な金額であることから、納税者の一般的な感覚として最も受け入れやすい評価方法であるといえる。

つまり解約返戻金がこのように定まっている場合であれば、現行通達による保険契約の評価方法は十分に適切であるといえることができる。

ハ 低解約返戻金型生命保険契約と保険数理

生命保険契約は通常、保険数理に基づいて保険料又は保険給付の額を定めるために、予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いるところ、それらに加えて「予定解約率」を計算の基礎に追加することによって低解約返戻金型生命保険契約が組成される。

これは、低解約返戻金期間中に予定解約率相当の解約が発生することによって資金余剰が生じることから、収支相等原則に従って低廉な保険料で同等の保険給付（保険金）を得られる生命保険契約となることを意味している。

このような保険数理的特徴を持つ低解約返戻金型生命保険契約の解約返戻金については、保険数理による計算の結果としての解約返戻金ではなく、計算の前提としての解約返戻金に変化したということを意味して

おり、極端なことを言えば、各時点における解約返戻金の予定額を、保険契約の各時点における保険料積立金額（＝経済的価値）から自由に乖離させて決定することが可能となっているということである。

ニ 小括

保険契約の経済的価値を評価するという観点においては、保険数理の考え方が参考にできると考えられる。

そして、保険数理による分析から、現行通達の評価方法は、伝統的な生命保険契約の評価においては、保険数理的にも、課税実務的にも十分に適切なものであると評価できると同時に、低解約返戻金型生命保険契約の評価においては、実態に即した評価に基づく課税とならない場合があることが分かった。

（３）生命保険契約に関する権利の評価の改善案

これまでの検討から現行通達の評価方法につき改善の余地があると考えたところ、改善案を検討する。

イ 評価方法の検討 1（保険料積立金額）

保険料積立金額は、その保険法における定義から、資産評価方法として有力な方法の一つである将来のキャッシュフローの現在価値の合計による評価を、統計に基づく確率まで加味する数学的に確立された保険数理に基づいて計算したものであることができるため、保険料積立金額が、生命保険契約の経済的価値を表していると考えることができる。

（イ） メリット

生命保険契約を将来のキャッシュフローを生む資産もしくは権利と捉えた場合、ある時点における将来の保険金給付及び保険料負担を、保険数理に基づいて、その発生確率まで加味した期待値として計算したものであり、その時点における保険契約の経済的価値として最も適切であるといえる。

（ロ） デメリット

保険料積立金額を開示することは保険契約ごとの収益構造という営業上の秘密を公開することに近いため、保険会社の協力を得にくい。

ロ 評価方法の検討 2（支払保険料総額）

保険料積立金額による評価は、将来のキャッシュフローの現在価値という点で優れた評価方法であるが、支払った保険料という観点からみると、将来の保険給付に対応する貯蓄保険料（とその運用益）の累計を意味することになる。

それは、保険給付が行われることなく既に経過した期間に対応する危険保険料は既に費消され、保険契約の価値としては残存していないという理解に行き着く。

しかし、保険実務の観点からすると、例えば、ある時点において保険加入を望んだとしても、その時点の健康状態等によっては加入できない可能性も十分にあるが、過去の加入可能であった時期に加入し、保険契約を継続していた場合、通常は、後日、健康状態の悪化等を理由に契約を解除されることはない。

このことは、保険数理的には既に費消したと評価できる危険保険料部分であっても、それを費消し続けていたことも含めた継続的な保険料払い込みの結果として、その時点では加入することができない内容の保険に加入することができているという利益を享受していると評価することもできる。

また、税務上も、危険保険料と貯蓄保険料の区分をしていないと解釈できる取り扱いが存在する。

まずは、個人間で保険契約を贈与した場合、その贈与時点で贈与税を課すのではなく、最終的に何らかの給付が行われた段階で、支払保険料総額に対する保険料負担者ごとの保険料負担割合で給付金額を分割し、保険料負担者と給付の受取人との関係に応じた課税としている。（相続税法）

また、一時所得課税の対象となった場合の所得計算では、支払保険料総額を収入金額から控除するが、そこには（前述した評価の考え方では残存していないとされる）既に経過した期間に対応する危険保険料相当額等も含まれる。（所得税法）

これらの取扱いは、（前述した評価の考え方と異なり）危険保険料と貯蓄保険料を区分しないことを前提としていると解釈することができる。

これらの観点からすると、ある時点における保険契約の評価額を支払保険料総額とする案も検討に値すると考える。

(イ) メリット

一時所得の所得計算や相続税法における保険料の取扱いと親和性の高い解釈に基づいており、税務理論としての理論的整合性が高まる。

また、保険実務における、若いうちに保険に加入しておくことの価値を保険契約の評価に取り込むことができる。

さらに、保険会社に問い合わせるまでもなく計算可能であり、納税者のコンプライアンスコストが減少する。

(ロ) デメリット

評価額が、実際に解約した場合に解約返戻金として得られる金額から極端に乖離した金額となると、一般的な納税者の感覚として、納得感を得にくい評価となるおそれがある。

(ハ) デメリットが無いと考えられる場合

養老保険や終身保険のように、必ず保険給付を受け取ることができる保険契約の場合であれば、最高解約返戻率は 100%を超えることが一般的であるため、このようなデメリットは生じないといえる。

ハ 評価方法の検討 3（最高解約返戻率）

支払保険料総額によって評価することについて、感覚的な違和感があり得ることに対する改善策として、以下のように最高解約返戻率を利用する評価方法が考えられる。

最高解約返戻率は、法人税基本通達 9-3-5 の 2 において活用が始まっており、一定の要件に該当する定期保険等の保険料を法人が支払った場合、当該支払保険料については、最高解約返戻率に応じて定められている資産計上ルールに基づいて資産計上することとされている。

この資産計上ルールは、「保険契約者が把握可能な指標で、前払部分の保険料の累積額に近似する解約返戻金に着目し、解約返戻率に基づいて資産計上すべき金額を算定する」ものであり、「生命保険協会からのヒアリング等により、各生命保険会社が販売している各保険商品の実態を確認した上で、各保険商品の保険料の中に含まれる前払部分の保険料の累積額に近似するよう資産計上ルールを定めたもの」である。

そのため、このルールによって資産計上される金額の累積額とは、前払部分の保険料の累積額、すなわち、保険料積立金に近似する金額ということになる。

そうであるならば、イにおいて、経済的価値の評価として最も適切であると考えられたものの、保険会社の協力無しには実現できないと思っていた保険料積立金額による評価の近似的方法として、法人税基本通達 9-3-5 の 2 による評価も十分に検討に値するといえる。

(イ) メリット

法人課税において、既に適用されている計算方法であり、法人から従業員へ譲渡された生命保険契約に関する法人における資産計上額と個人における評価額が、(一定の要件に該当する定期保険等に限られるとはいえ) 同額となり、個人所得課税と法人所得課税における理論的整合性が高まる。

保険契約者が把握可能な指標から保険料積立金額に近似する金額を計算することができるため実現性が高い。

(ロ) デメリット

支払保険料総額による評価の場合に得られる所得税法と相続税法における税務理論としての理論的整合性向上というメリットが失われる。

また、あくまで、一定の要件に該当する定期保険等にのみ適用される計算方法であることから、すべての保険契約の評価に用いることはできない。

(ハ) デメリットの詳細の検討

法人税基本通達 9-3-5 の 2 が適用される一定の要件に該当する定期保険等とは、「保険期間が 3 年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が 50%を超えるもの」であり、これに当てはまらない生命保険契約についての計算方法は、法人税基本通達 9-3-5 の 2 においては示されていない。

ところで、生命保険契約を用いて所得税の節税を行う場合、課税所得が二分の一となる一時所得となることを利用すると考えられる。

しかし、最高解約返戻率が 50%以下ということは、支出した保険料の半分以上は回収できないのであるから、二分の一課税でいかに節税したとしても、返戻されない保険料の方が節税額よりも当然に多額となる。

そのため、本稿において懸念する租税負担軽減策としては、法人税基本通達 9-3-5 の 2 が適用されない最高解約返戻率 50%以下の定期保険等については、考慮する必要がないことが分かる。

他方、養老保険については、法人課税においては異なる規定がなされているものの、個人所得課税においては、ロにおいて検討した支払保険料総額をもって評価することにつきデメリットが存在しない。

よって、最高解約返戻率が 50%以下の定期保険等の場合は現行の評価方法のままとし、養老保険をロの支払保険料総額で評価することとし、法人税基本通達 9-3-5 の 2 が適用される定期保険等を、個人所得課税においても、その資産計上ルールに基づく評価額とするということで、漏れがないことになり、デメリットの後半部分については解消することができる。

ただし、この場合、所得税法における基準に、相続税法と共通する理論と、法人税法と共通する理論が同時に存在することになり、理論的整合性が低下することになる。

二 評価方法の検討 4（最高解約返戻金額）

財産の評価方法としては、財産の取得以後にどのような経済的利益を得られるのかという観点で評価する方法もある。

生命保険契約の解約返戻金にあてはめれば、将来において金銭の給付を受ける権利として評価することが考えられる。

契約者の一般的な感覚としては、解約返戻金額が最大化する時点が財産としての価値が大きいと考えられることから、最高解約返戻金額を予定利率で割り引いた現在価値（その時点まで今後支払う必要がある保険料の現在価値の総額を控除した金額）をもって評価額とする評価方法が考えられる。

これは、将来において一定の金銭の給付を受けることができる権利に対して用いられる評価方法に多い考え方であり、財産の評価方法としての十分な合理性があると考えられる。

(イ) メリット

最高解約返戻額と予定利率は、保険契約者が問い合わせれば保険会社から提供を受けることができる情報であり、税務当局において計算のための様式を作成しておけば、納税者において計算可能な評価方法である。

(ロ) デメリット

定期保険のような最終的に保険給付が無い可能性がある保険の場合、最高解約返戻率となる時点以降、自然保険料が平準払純保険料を超える分の補填として保険料積立金（≒解約返戻金）が減少するのであるが、この計算では、その減少過程を計算することができない。

また、保険契約の特殊性として、保険契約の契約者変更後、新契約者にそれ以後の保険料支払義務が生じる点を考慮する必要があり、提

案した評価方法は、将来支払う必要がある保険料の現在価値を控除するという形で考慮しているものの、その結果、計算の簡便性が低下することとなる。

さらに、最も財産としての価値が高まるタイミングは最高解約返戻率となる時点である可能性もあるため、最高解約返戻金額の現在価値のみで評価することとした場合、最高解約返戻率となる時点と最高解約返戻金額となる時点をデザインすることによって新たな節税保険が作成可能となるおそれがある。

ホ 評価方法の検討5（同等の保険契約との比較）

財産の評価方法としては、その時点で得られる同等の財産と比較する方法もある。

保険契約にあてはめた場合、保険契約の譲渡時点で、その後の保険期間につき同等の保障内容の保険に新規加入した場合と比較することが考えられる。

この比較を行った場合、支払う必要がある保険料に差がでることから、新規加入した場合の保険料と譲渡された保険契約の保険料とを比較し、その差額から評価する方法が考えられる。

つまり、より低廉な保険料で保障内容が同等の保険契約を取得できることをその時点での経済的価値と考える評価方法である。

これは、保険料の差額と保険料の払込満了までの期間に対する年金現価率を用いることで評価することができる。

(イ) メリット

同一条件の財産と比較し、その際の将来の保険料支払義務の軽減分につき、その現在価値で評価する方法は、財産の評価方法としての合理性が高い。

(ロ) デメリット

譲渡時点において残余の保険期間の保障内容が同等の新規契約を行った場合の保険料を計算することにつき、保険会社の協力が欠かせない。

また、保険会社からの協力が得られることとなったとしても、個別事情として、その時点において同等の保険商品の販売が終了しているなど、新規加入の場合の保険料が提示できないというような問題も生じうる。

へ 小括

生命保険契約の評価（方法）として以下の 5 案を考えた。

- i. 保険料積立金額
- ii. 支払保険料総額
- iii. 最高解約返戻率に応じた法人税基本通達 9-3-5 の 2 による評価
- iv. 最高解約返戻金額の現在価値
- v. 同等の保険契約との比較

これまでの検討から、生命保険業界の十分な協力が得られるならば i. が評価として適切であるが、協力が得られない場合、評価方法の合理性と実現可能性という点で、養老保険や終身保険は ii で、 $100\% > \text{最高解約返戻率} > 50\%$ の定期保険等は iii で、最高解約返戻率が 50% 以下の場合、現行と同様に解約返戻金相当額で評価するという方法が、保険種別と最高解約返戻率という外形的に把握できる指標に応じて、課税上の弊害が無くなる程度に i に近似する金額を得ることができることから有効であると考えらる。

(4) 所得区分の検討

現行の取扱いにおいて、生命保険契約から受け取る収入に所得税が課される場合は、年金形式で受け取る場合に雑所得となることを除けば、一時所得となると解されている。

本稿において懸念している課税上の弊害は、給与所得となるべき譲渡さ

れた保険契約が低廉に評価され、その後、低解約返戻金期間終了後の当該保険契約から実際に生じる解約返戻金による所得が、解約返戻金水準の変動分も含めて一時所得として二分の一課税となること、つまり、給与所得となるべきであった経済的利益が一時所得に転換されることにある。

しかし、そもそも所得区分の転換を計画的に行えるような収入が、偶発性をその特徴とする一時所得となることに疑問なしとしない。

そこで、解約返戻金による所得を一時所得とする現行の取扱いについて検討する。

イ 給付の性質

生命保険契約について、保険法が、人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの、と規定していることから、保険法学においては、解約返戻金は保険給付ではなく、付随的給付と解されている。

また、保険の本来の経済的機能はリスクをコストに転換することであるが、解約返戻金はその機能を持っていない。

つまり、死亡保険金と解約返戻金は、法的にも経済的機能としても性質が異なっている。

このように性質の異なる所得であれば、異なる所得区分となる可能性を検討する余地がある。

ロ 文理解釈

税法の解釈において最も基本となるのは文理解釈であるので、一時所得を規定する所得税法 34 条を検討する。

所得税法 34 条の規定から、一時所得とは、①利子所得から譲渡所得の 8 つの所得区分以外の所得であること、②営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること、③労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの、という 3 要件を満たす所得であり、保険契約に基づく収入はこれを満たし、一時所得に該当すると解されている。

しかし、解約返戻金の場合、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」に当たるといえるかについては、検討の余地がある。

例えば、資金拠出を行うことによって、特定の時期に確実に利益が上がる契約を締結し、実際にその利益を得た場合、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」と解する余地も十分にあると考える。

実際の保険契約に当てはめると、養老保険や終身保険のような保険金を必ず受け取ることができる保険は、保険料積立金を最終的には保険金額に達するまで積み立てる必要があり、その保険料積立金の積立期間中の運用益も併せて累積していくため、時期を選べば確実に利益を上げることができる契約となることが多い。「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」と解する余地は十分にあるものと考ええる。

他方、定期保険などの最終的に保険金を得ることができるか確定していない保険の場合、解約返戻率が 100%を超えることはまれであり、そのような条件の解約返戻金による収入が「営利を目的とする」とは言い難い。

ハ 小括

解約返戻金による所得につき、一時所得とならない場合があり得るとの可能性を示唆することができたところ、一時所得に関する文理解釈の理論的精緻化や、一時所得として所得区分を構成すべき所得のあるべき範囲を立法論まで含めて研究をする必要性はあると考える。

しかし、その逆に、現行の法令の元では一時所得ではないとは解釈しえない類型があることも判明した。このことから、本稿において検討している低解約返戻金型生命保険契約を利用した租税負担の軽減策に対しては、所得区分の解釈見直しでは、そのすべてを防止することは難しいと言わざるを得ない。

他方、所得区分の見直しを行った場合、一部の種類の解約返戻金についてだけとはいえ、解約返戻金の仕組みが通常の生命保険契約をも含めて、これまでの取扱いを大きく変更することとなる。

これらの検討からすれば、生命保険契約に基づく収入の所得区分に関する解釈を変更することは、それが可能であったとしても、変更によって生ずる影響の大きさに対して不十分な効果しか得られないことから、今回の研究においては、これ以上検討する必要はないと考える。

(5) 法令改正の検討

保険契約の譲渡時点での評価額が適正なものとなれば、少なくとも本稿で検討している課税上の弊害はほぼ防止できると考えられるが、精緻な評価のためには、保険業界の協力が不可欠である。

そして、業界の協力が得られないなどの理由で、簡便な評価法とした場合、適正な価値からの乖離が生じることとなり、課税上の弊害の防止策としては不十分なものとなる可能性があるし、個別の契約類型に対して相応に適切な課税が実現できるような簡便法が開発できたとしても、今度は逆に、その簡便法では適切に評価できない契約を利用した節税策が新たに開発されるおそれが残ると考えるべきであろう。

そこで、本稿で検討している契約者変更によって移転された低解約返戻金型生命保険契約に係る課税を適正化するために、保険料積立金額と解約返戻金額の乖離が大きい保険契約を念頭に置いて、課税のタイミングや所得区分判定の在り方を、特別な立法によって規定することを検討する。

イ 検討 1（最終段階でのみ課税）

個人間で保険契約の名義変更（贈与）を行った場合、保険給付が実現するまで課税を行わず、保険料負担者と保険金受取人の関係と保険料負担割合に応じて所得の性質決定を行っている。

本稿において検討している課税上の弊害とは、生命保険契約の贈与に関する個人に対する課税のタイミングが、個人間贈与では保険給付等の

給付時点である一方、法人からの贈与は生命保険契約の贈与時点となっていることから生じているともいえる。

そこで、法人からの生命保険契約の贈与も個人間と同様に、保険給付等が実現するまで課税を延期し、保険料負担者と保険金受取人の関係と保険料負担割合に応じた所得の性質決定を行うこととする方策が考えられる。

(イ) メリット

個人間での贈与の場合の取扱いとの差異がなくなり、また、最終的な保険料負担割合に応じた所得の性質決定がなされるため、特定のタイミングでの評価額を考慮する必要がない。

(ロ) デメリット

現在、フリンジベネフィットとして給与課税が行われているような、法人が一部の役員のみ保険料負担を肩代わりしている状態（経済的利益）につき、その時点で課税しないこととなり、本稿での検討とは別の弊害が生じることとなる。

また、保険給付等が実現した時点において給与所得に当たると性質決定された場合、その時点で既に退職等によって従業員でなくなっていることもあるところ、そのような場合の給与所得課税をいかにするべきかという問題が生じることとなる。

(ハ) 本案の評価

本件において検討している事例以外に対して大きな影響が及ぶことになるため適当ではない。

ロ 検討 2（各時点での課税は維持しつつ最終段階で調整）

現行の取扱いにおいて、生命保険契約に関連する各時点での経済的利益としての給与課税等が行われた場合は、その給与課税等が行われた金額をもって当該個人が保険料を負担したものとして、以後の保険給付等が実現した際の相続税法に基づく按分計算及び一時所得の所得計算に組み込まれている。

つまり、現行の取扱い、最終的に保険給付等が実現した時点において、それまでの各時点での課税の結果を保険料負担者と保険料負担額の変動という形で取り入れて計算される各保険料負担者と保険料負担割合によって保険給付等の金額を按分し、各保険料負担者と保険金受給者との関係に基づいて所得の性質決定を行っており、現行の所得課税における取扱いと相続税法に基づく按分計算は、その点において両立しているといえる。

ここで、本稿において検討しているような、法人から個人へ生命保険契約を譲渡した場合については、譲渡時点での評価額が個人負担分の保険料となる一方、譲渡時点での評価額と支払保険料総額との差額は、法人負担分でもなく個人負担分でもないものとして消滅しており、この点については、保険給付等の段階での保険料負担割合に基づく按分計算という相続税法の論理からすれば疑義を感じるところである。

そこで、当該差額について、譲渡時点で消滅させるのではなく、保険給付等が行われた時点での相続税法における按分計算の際に、法人負担分の保険料として反映させるという取扱いに変更すれば、この点についても、理論的な整合性を確保することができると考える。

そしてこの変更が行われるならば、もしも、譲渡時点での評価額に問題が生じたとしても、保険給付等が行われた段階で調整されるため、最終的な租税負担という点で、より適正公平な課税となることが期待できる。

(イ) メリット

各時点における現行の取扱いには影響を及ぼさない。

保険料負担割合で保険給付等の金額を按分する方法で、保険給付等による収入に対する課税を、所得税法、相続税法を通して統一することができ理論的な整合性が高まる。

評価方法の改善と並行して実施できる。

実際の価値と評価額の間にある程度の乖離が避けられないような簡便な評価方法であったとしても、最終的に課税上の弊害がほとんど無いと評価できる課税となる。

(v) デメリット

保険給付等が実現した時点において給与所得に当たると性質決定された場合、その時点で既に退職等によって従業員でなくなっているところ、そのような場合の給与所得課税をいかにするべきかという問題が生じることとなる。

また、従業員であったとしても、どの年分の給与所得とすべきかという問題が生じる。

(vi) 特別措置による対応

保険給付等による収入を得た時点で給与所得としての性質を持つとされる収入金額が定まった場合、理論的な理想だけを適用するならば、これは、保険契約譲渡時点において法人負担部分として残った保険料相当額を、保険契約譲渡時点での給与収入であるとして、さかのぼって源泉徴収すべきであるということになる。

ただし、理論的にはこれでいいとしても、実際に保険給付等が実現した時点では除斥期間が経過している可能性も高く、そうでなくても、当該従業員が既に退職しているなど、源泉徴収を行うことが現実的ではない時期に保険給付等が実現することも容易に想像することができる。

以上の検討から、これらの点につき、適切なバランスを取った特例を設ける必要があるといえる。

まず、源泉徴収であるが、給与所得としての源泉徴収を不要とすると同時に、保険給付等を得た個人において申告を義務付けることを、特例をもって措置することが考えられる。

これが措置できれば、後は、期間制限の問題となる。

更正決定は5年の除斥期間があることから、譲渡が行われた年から5年以内であれば、譲渡時点の給与所得として申告することについては、問題ないであろう。

それ以上の年数が経過していた場合については、それもさかのぼって申告、更正等を認めるという特例措置もあり得るが、除斥期間が定められていることの趣旨及び各種証拠書類の散逸の可能性という実務上の問題からすると、あまりに長期にわたって申告を義務付ける制度は適当ではない。

そこで、譲渡した年から5年以上経過した場合につき、その時点での所得として、申告を行うという特例を措置することが考えられる。

この場合の所得区分であるが、給与所得としての性質を持つ収入ではあるものの、給与所得としての本来の年分から離れた年分の収入と擬制されていることから、給与所得とするとしても特例として措置する必要がある。

しかし、保険契約を譲渡した場合、譲渡した年分において高額な給与所得となっていることが考えられ、給与所得控除が上限近くまで控除されている可能性が高いことを考えると、あえて、保険給付等の実現時点において、特例で給与所得とするよりも、給与所得の性質を持っているが給与所得ではない所得として、雑所得として取り扱うことが適当であると考ええる。

つまり、保険契約の譲渡から5年以内であれば、譲渡時の給与所得として申告を行い、5年以降であれば、保険給付等の実現時点における雑所得として申告を行うと、特別措置法によって規定することが適切であると考ええる。

他方で、このような特別措置が実現した場合、将来の複雑な課税関係を避け、簡素な課税関係としたい納税者もいると考えられることから、例えば通達によって、保険契約の譲渡時点で、その譲渡価額を自主的に保険料総額で評価した場合それを認める（つまり将来的に法人

負担分の課税を考慮する必要がなくなる)といった取り扱いを定めることも、一案として考えられるであろう。

(二) 小括

特別措置によって、①雇用者による源泉徴収を免除し、確定申告の対象とし、②保険契約が譲渡された時点から 5 年以内に保険給付等による収入を得た場合は、譲渡した年分の給与所得として申告を行い、③ 5 年以上経過後の場合は、保険給付等の実現時点における雑所得として申告を行うと定めることで、本稿において検討している課税上の弊害を、緻密とは言えないまでも簡便かつ十分に防止することができると考える。

(ホ) 本案の評価

デメリットを特別措置によって解消することで、最終段階での課税への変更と現行の課税を両立させることのメリットを得ることができることは、現行の課税の必要性和極端な租税負担の軽減策の防止の両立が可能になるということであり、適正公平な課税にとって有意義であると考ええる。

また、これらの施策の結果、今後、行き過ぎた租税負担の軽減を可能とする生命保険商品の開発、販売に歯止めがかかるという効果も得られるものと考ええる。

3 結論

これまでの検討によって、本稿において検討する課税上の弊害を防止するためには、所得区分の解釈の変更は、必ずしも有効ではないが、それ以外の方法ではある程度実現可能性のある改善策が考えられることが分かった。

その結果、①保険契約譲渡時点での評価方法の改善を可能な限り行うとともに、②保険給付等が実現した時点での按分計算の方法を適正化し、③その際に、給与所得の性質を持つと判定された場合の特例を措置することが適当と考えた。

詳しくは、①現行の取扱いを基本的に維持しつつ、譲渡時点での評価額と支払保険料総額との差額について、保険給付等が行われた時点での按分計算の際に、法人負担分の保険料として反映させるという取扱いに変更した上で、最終的な保険給付等が実現した時点において、各時点での課税の結果も取り入れて計算される各保険料負担者と保険料負担割合によって保険給付等の金額を按分し、各保険料負担者と保険金受給者との関係に基づく課税により最終的に調整する制度に変更すること、②その際、給与所得の性質を持つこととなる金額に対する課税の特例として、雇用者による源泉徴収の免除及び受給者本人による申告を義務付けること、③課税時期を、保険給付等が実現した時点が保険契約の譲渡時点から 5 年以内であれば譲渡時点の給与所得として申告することとし、5 年以上経過しているならば、給付時点での雑所得として申告することを措置すること、それらと並行して、④保険契約の譲渡時点での評価を、保険業界の協力が得られるならば保険料積立金額による評価、得られないならば、保険種別と最高解約返戻率に応じて、支払保険料総額による評価、法人税基本通達 9-3-5 の 2 と同様の評価、現行の解約返戻金相当額による評価の組み合わせによって改善するというものである。

もちろん、課税庁において取り扱いを変更し、立法担当者が実際に法案を作成する際に、どのような案をどのように組み合わせるのかということは、その時点での政策判断によるところが大きく、最終的にどのような制度となるかは分からないが、本論文における検討が、今後の生命保険契約に関する課税の適正化の参考となれば幸いである。

目 次

はじめに	147
第 1 章 生命保険契約が法人から従業員に譲渡された際の課税の現状	149
第 1 節 関係する保険制度と税制の概要	149
1 課税に影響を与える生命保険契約に関する制度	149
2 生命保険契約による給付と課税	156
3 保険料支出時点における経済的利益	158
4 生命保険契約の譲渡と課税	159
5 生命保険契約に関する所得税課税の特徴	160
第 2 節 所得税額変動の概要	161
1 設例	161
2 租税負担の変動	162
3 本スキームの問題点	164
第 2 章 生命保険契約に関する権利の評価方法の検討	167
第 1 節 現行の評価方法の分析	167
1 解約返戻金と保険料積立金	167
2 所得税基本通達 36-37 による評価	171
3 低解約返戻金型生命保険契約	172
4 小括	177
第 2 節 生命保険契約に関する権利の評価方法の改善案	177
1 保険料積立金額	177
2 支払保険料総額	178
3 最高解約返戻率	181
4 最高解約返戻金額	185
5 同等の保険契約との比較	186
6 小括	187
第 3 章 所得区分の検討	189

1 給付の性質	189
2 文理解釈	190
3 小括	191
第 4 章 法令改正の検討	193
第 1 節 最終段階でのみ課税	193
1 個人に対する課税理論としての整合性	193
2 本案の評価	194
第 2 節 各時点での課税は維持しつつ最終段階で調整	194
1 現行の各時点での課税結果に対する解釈	194
2 特別措置による対応	196
3 本案の評価	200
おわりに	201

はじめに

法人が従業員に対して財産を移転した場合、通常はその財産の価額の給与所得として課税が行われることとなる。しかし、伝統的な生命保険契約に比して解約返戻金の水準を引き下げた保険契約（以下、「低解約返戻金型生命保険契約」という。）を以下のように用いることによって所得税の負担軽減が可能となる可能性がある。

- (1) 低解約返戻金型生命保険契約（例えば契約から 10 年間の解約返戻金額を大幅に少なくし、その後、解約返戻金額を伝統的な保険契約と同様の水準である保険料積立金額相当額程度に引き上げるような保険契約）を、契約者（＝保険料支払者）及び保険金受取人を法人、被保険者を従業員として締結する。
- (2) その後、解約返戻金予定額が低額な 10 年目において、契約者及び保険金受取人を法人から従業員に変更することで、当該保険契約の権利を法人から従業員に移転する。
- (3) 翌年（11 年目）、解約返戻金額が引き上げられるタイミングで、当該従業員が当該保険契約を解約し、解約返戻金を受け取る。

この一連の行為に対する現行制度で想定される課税は、以下のとおりとなる。契約者変更によって法人から従業員に保険契約の権利が移転された時点で、雇用関係に基づく経済的利益が供与されたと認定し、給与所得課税となる。

その際の経済的利益の額は、所得税基本通達 36-37 によって、移転時の解約返戻金相当額とされているため、低額な解約返戻金予定額が給与所得課税の対象となる。

そして、翌年の解約時に実際に受け取る解約返戻金の額が一時所得の収入金額となり、その収入を得るために支出した金額として契約移転時に給与所得として課税された金額を控除した金額が一時所得金額となる。

一時所得金額は、その二分の一が総所得金額に加算される。

つまり、低解約返戻金型生命保険契約を用いた場合、譲渡時における低額な

解約返戻金予定額と、実際に解約した際に受け取る解約返戻金額の差額につき、給与所得から二分の一課税の一時所得に転換することが可能となる。

そこで、このような低解約返戻金型生命保険契約を用いた租税負担の軽減を防止するための方策につき検討を行うこととする。

第 1 章 生命保険契約が法人から従業員に譲渡された際の課税の現状

低解約返戻金型生命保険契約を用いた所得税の負担軽減策の可能性を検討する。

第 1 節 関係する保険制度と税制の概要

1 課税に影響を与える生命保険契約に関する制度

生命保険契約の関係者には、保険者、保険契約者、被保険者、保険金受取人がおり、それぞれに権利義務を有している。

また、保険法学に基づく生命保険の概念、保険数理に基づく保険料の仕組みも、生命保険契約に特有のものがある。

生命保険契約に関する課税を検討する際にはそれらの関係者の法的な権利義務、生命保険契約に関する法律関係、保険数理の理論に基づく必要がある。

(1) 保険者

保険者とは、「保険契約の当事者のうち、保険給付を行う義務を負う者⁽¹⁾」であり、通常は保険会社を指す。

保険者は、保険金支払義務、払戻金支払義務など⁽²⁾の義務を負っている⁽³⁾。

(2) 保険契約者

保険契約者とは、「保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者⁽⁴⁾」であり、保険者に対する保険料支払義務⁽⁵⁾など⁽⁶⁾の義務を負ってい

(1) 保険法 2 条 1 項二号。

(2) 他に、保険証券の交付義務などがある。

(3) 日本生命保険 生命保険研究会『生命保険の法務と実務（第 3 版）』80-83 頁（金融財政事情研究会、2016 年）。

(4) 保険法 2 条 1 項三号。

(5) 実際には、保険契約者以外の者が保険料を支払うこともあるため、そのような場合、課税上は実際の保険料支払者も考慮することになる。

(6) 他に、告知義務などがある。

る⁽⁷⁾。

(3) 被保険者

生命保険契約における被保険者とは、「その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者⁽⁸⁾」である。保険者に対する告知義務などの義務を負う一方で、保険契約者と被保険者が別人である保険契約においては、原則として、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない⁽⁹⁾こととされている⁽¹⁰⁾。

(4) 保険金受取人

保険金受取人とは、「保険給付を受ける者として生命保険契約又は障害疾病定額保険契約で定めるもの⁽¹¹⁾」である。

法的には「保険契約者は、被保険者の同意があれば、保険金受取人をだれにするかを自由に決められるのが原則⁽¹²⁾」だが、「個人保険の実務においては、保険制度の濫用防止のため、保険契約の承諾に際し、道德危険（モラルリスク）の排除の観点も考慮したうえで、保険契約の引受可否について慎重に判断していることから、まったく無関係な第三者が保険金受取人となる保険契約が当初から成立することはない。⁽¹³⁾」

そして、「保険金受取人の取得する権利の中心は保険金請求権であり、この権利は保険事故や給付事由が発生してはじめて具体的な金銭債権となるのであって、それまでは、保険契約者は保険契約の解約や保険金受取人の変更をすることができ、いわゆる期待権にとどまる⁽¹⁴⁾」とされている。

ここで、保険事故や給付事由が発生するまでは、保険契約者は保険契約の解約や保険金受取人の変更をすることができるという点が、特に課税に

(7) 日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3)83-85 頁。

(8) 保険法 2 条 1 項四号ロ。

(9) 保険法 38 条及び 67 条。

(10) 日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3) 86 頁。

(11) 保険法 2 条 1 項五号。

(12) 日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3) 87 頁。

(13) 日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3) 87 頁。

(14) 日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3) 88 頁。

影響を持つこととなる。

(5) 保険の要素と保険数理

保険法学において保険契約とは、「①一方当事者の金銭の拠出(保険料)、②他方当事者の偶然の事実の発生による経済的損失を補填する給付(保険給付)、③保険料と保険給付が対立関係に立つこと、に加え、④収支相等の原則(保険料の総額と保険給付の総額が等しくなるように事前に保険料と保険給付の設定をすること)、および⑤給付・反対給付均等の原則(個々の保険加入者からみて、それぞれの危険の発生率、すなわち保険給付を受ける期待値に応じて公平に保険料が設定されること)のもとに保険料と保険給付の対価関係を形成することが必要⁽¹⁵⁾」とされている。

この①②③の要素によって、保険契約者のリスクが保険者に移転するという経済効果を持つことが、保険の本来の機能である保障機能である。

また、「各種の保険は、大数の法則を応用して、過去の実績等をもとに保険事故が発生する確率を統計的に予測し、必要となる保険給付の総額や保険加入者が負担する保険料を合理的に計算することで成り立っていることから、「収支相等の原則」と「給付・反対給付均等の原則」は、保険を継続的・安定的に運営するための技術的基礎⁽¹⁶⁾」となっている。

そして、保険業をこの技術的基礎に基づいたものとするために、保険業法 120 条によって、保険会社は、保険数理に関して必要な知識及び経験を有する者である保険計理人を選任し、保険料の算出その他の事項に係る保険数理に関する事項に関与させなければならない、と定められている。

(6) 保険料の構成

保険契約者が実際に保険者に払い込む保険料を、保険数理においては「営業保険料」といい、これは、将来の保険給付を賄うための「純保険料」と、契約の維持管理に必要な経費に対応する「付加保険料」の合計であり、以

(15) 日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3) 2・3 頁。

(16) 日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3) 3 頁。

下の式で書き表すことができる⁽¹⁷⁾。

営業保険料＝純保険料＋付加保険料

さらに、この純保険料のうち、「1 年ごと、1 ヶ月ごと等というようにあらかじめ決められた期間ごとに支払われる保険期間を通じて同一額の保険料⁽¹⁸⁾」としたものを「平準払純保険料」という⁽¹⁹⁾。

この平準払純保険料は、収支相等の原則を満たすことから、「将来の保険金支払の現価の期待値と将来の保険料収入の現価の期待値が一致する⁽²⁰⁾」場合の保険料である。

(7) 自然保険料、危険保険料、貯蓄保険料

先述の、平準払純保険料を 1 年定期保険の年払保険料として計算した保険料を「自然保険料」といい、「被保険者が生存する限り、毎年この保険料を用いて契約を更改して継続すれば、給付は n 年定期保険と同じとなる。一方で、一般に死亡率は年齢とともに上昇することから、平準保険料と自然保険料は、図表 2－12 のような関係になる。⁽²¹⁾」

(17) 京都大学理学部アクチュアリーサイエンス部門『アクチュアリーのための生命保険数学入門』179 頁（岩波書店、2014 年）。

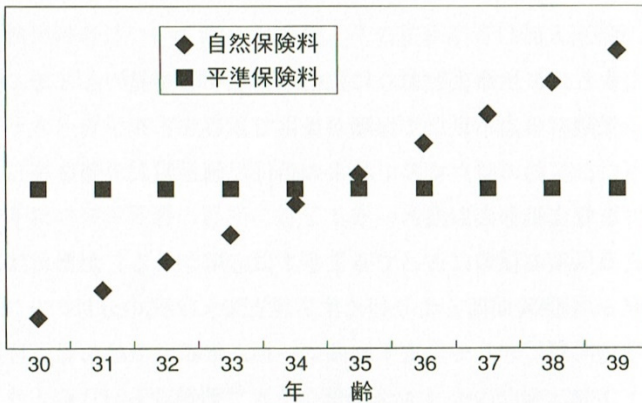
(18) 京都大学理学部アクチュアリーサイエンス部門・前掲注(17) 101 頁。

(19) 京都大学理学部アクチュアリーサイエンス部門・前掲注(17) 101 頁。

(20) 京都大学理学部アクチュアリーサイエンス部門・前掲注(17) 101 頁。

(21) 日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3) 54-55 頁。

【図表 2 - 12】 自然保険料と平準保険料のイメージ



(出所：日本生命保険 生命保険研究会『生命保険の法務と実務（第 3 版）』54 頁（金融財政事情研究会、2016 年）。)

この図表から、契約の前半においては、自然保険料以上の平準保険料を支払っており、保険会社が留保するその差額（と運用益）をもって、契約後半の平準保険料を上回る自然保険料の補填に充てていると理解できる。

この関係を各年の支払い保険料の内訳として捉えた場合、平準払純保険料のうち、自然保険料に充てられる部分を危険保険料、保険会社に留保される差額を貯蓄保険料と呼び、以下の式で書き表す。

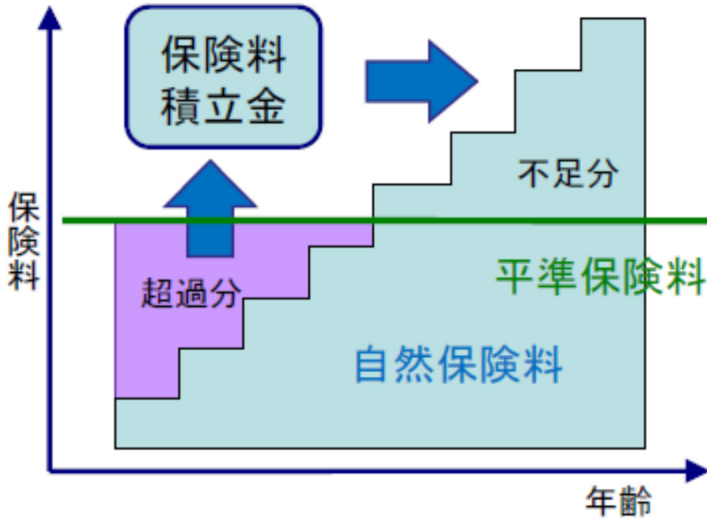
$$\text{平準払純保険料} = \text{危険保険料} + \text{貯蓄保険料}^{(22)}$$

そして、この貯蓄保険料の累計が保険料積立金となる。

(イメージにすると以下のとおり。)

(22) 危険保険料が平準保険料を超える契約後半においては、貯蓄保険料は負、つまり、保険会社に留保された過去の貯蓄保険料を取り崩すことを表している。

＜保険料積立金のイメージ＞



(出所：金融庁トップ >審議会・研究会等 >金融審議会 >議事録・資料等 >金融審議会「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」(第 52 回) 議事次第 資料 3 日本における生命保険契約の解約返戻金について 8 頁 (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20090522/03.pdf) (令和 2 年 6 月 23 日最終閲覧)。)

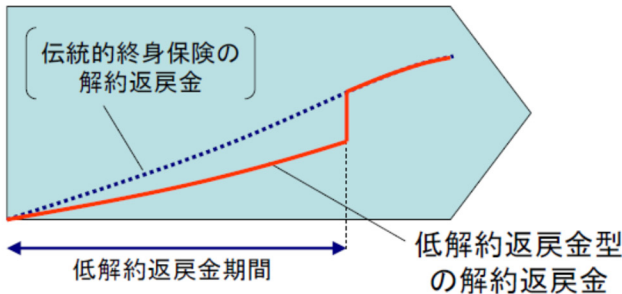
(8) 低解約返戻金型生命保険契約

低解約返戻金型生命保険契約とは、保険料積立金から解約控除を行った金額を解約返戻金とする伝統的な生命保険契約に比して、一定期間（例えば保険料払込満了まで）解約返戻金の水準を引き下げた保険契約である（イメージ図参照）。

(1) 低(無)解約返戻金型商品 《商品の特徴》

- 解約返戻金の額よりも、日常の保険料の廉価性を重視する顧客ニーズに対応した商品

＜仕組図：終身保険の例＞



(出所：金融庁トップ >審議会・研究会等 >金融審議会 >議事録・資料等 >金融審議会「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」(第 52 回) 議事次第 資料 3 日本における生命保険契約の解約返戻金について 15 頁 (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20090522/03.pdf) (令和 2 年 6 月 23 日最終閲覧)。)

保険契約者におけるメリットは、解約返戻金の水準を引き下げることによって、同等の保障のために必要な保険料が低廉化することである。また、その結果、低解約返戻金期間終了後の解約返戻率も上昇することとなる。

(9) 保険契約の譲渡

生命保険契約は、通常、約款において、保険契約者の変更について規定している。そこでは、「保険契約者はその権利・義務のすべてを第三者に承継させることができる旨規定⁽²³⁾」されている。

(23) 日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3)168 頁。

そして、「この権利・義務のすべてを承継するとは、保険契約に基づく債権・債務の総和でなく、解除（解約）権、取消権等の形成権のように契約当事者と切り離せない権利も含めて保険契約上の権利を包括的に移転すること（契約上の地位の移転）⁽²⁴⁾」であり、「保険契約者の変更とは、これらの権利・義務⁽²⁵⁾を含む包括的な保険契約上の地位の譲渡⁽²⁶⁾」であることから、保険契約の譲渡は保険契約者の変更によって行われることとなる。

2 生命保険契約による給付と課税

生命保険契約の譲渡に関する課税を検討するにあたり、最終的に生命保険契約が終了した際に、生命保険契約に基づいて給付される金銭に対する課税についての理解が必要である。

生命保険契約に基づいて給付される金銭には、大きく分けて被保険者の死亡により支払われる死亡保険金、被保険者が満期まで生存したことにより支払われる満期保険金、保険契約者が生命保険契約を解約したことにより支払われる解約返戻金がある⁽²⁷⁾。

（1）死亡保険金を受け取った場合

保険契約者（保険料負担者）、被保険者、保険金受取人のすべてが個人である場合、①保険料の負担者と保険金受取人が同一人の場合に所得税、②被保険者と保険料の負担者が同一人の場合に相続税、③被保険者、保険料の負担者及び保険金受取人がすべて異なる場合に贈与税の対象となる⁽²⁸⁾。

(24) 日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3)168 頁。

(25) 「保険契約者（相互会社の場合、社員）の権利・義務は、保険業法等または定款による社団法（社員）的権利・義務と、保険法等または約款による債権法（保険契約者）的権利・義務に分けることができる。」 日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3)168 頁。

(26) 日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3)168 頁。

(27) 他に、被保険者の疾病等により支払われる保険金もあるが、それらは非課税所得となることから、本稿では取り上げない。

(28) 国税庁 タックスアンサー（よくある税の質問） 所得税 「No.1750 死亡保険金を受け取ったとき」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1750.htm>) （令和 2

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)

/ [所得税](#) / No.1750 死亡保険金を受け取ったとき

No.1750 死亡保険金を受け取ったとき

[平成31年4月1日現在法令等]

1 死亡保険金の課税

交通事故や病気などで被保険者が死亡し、保険金受取人が死亡保険金を受け取った場合には、被保険者、保険料の負担者及び保険金受取人がだれであるかにより、所得税、相続税、贈与税のいずれかの課税の対象になります。

死亡保険金の課税関係の表

被保険者	保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類
A	B	B	所得税
A	A	B	相続税
A	B	C	贈与税

また、法人契約で、保険契約者（保険料負担者）が法人、被保険者が従業員、保険金受取人が被保険者の遺族である場合、相続税の対象となる⁽²⁹⁾。

(2) 満期保険金または解約返戻金を受け取った場合

保険契約者（保険料負担者）、被保険者、満期保険金または解約返戻金の受取人（(2) 中では、以下、「保険金等受取人」とする。）のすべてが個人である場合、①保険料の負担者と保険金等受取人が同一人の場合に所得税、②保険料の負担者と保険金等受取人が異なる場合に贈与税の対象となる⁽³⁰⁾。

年 6 月 26 日最終閲覧)。

(29) 相続税基本通達 3-17。

(30) 国税庁 タックスアンサー（よくある税の質問） 所得税 「No.1755 生命保険契約に係る満期保険金等を受け取ったとき」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1755.htm>) (令和 2 年 6 月 26 日最終閲覧)。

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー（よくある税の質問）](#)
/ [所得税](#) / No.1755 生命保険契約に係る満期保険金等を受け取ったとき

No.1755 生命保険契約に係る満期保険金等を受け取ったとき

[平成31年4月1日現在法令等]

1 満期保険金等の課税

生命保険契約の満期や解約により保険金を受け取った場合には、保険料の負担者、保険金受取人がだれであるかにより、所得税、贈与税のいずれかの課税の対象になります。

満期保険金等の課税関係の表

保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類
A	A	所得税
A	B	贈与税

また、法人契約で、保険契約者（保険料負担者）が法人、被保険者及び満期保険金受取人が従業員である場合、（保険料支払い時点で給与扱いとなる⁽³¹⁾ため）一時所得として所得税の対象となる。

その際、既に給与とされた保険料がある場合は、その一時所得の金額の計算において控除する保険料に含まれる⁽³²⁾こととなる。

3 保険料支出時点における経済的利益

保険料負担者と保険金受取人が異なる場合、保険料が支払われた時点で経済的利益の供与があったと解釈する余地がある。

（１）保険料負担者と保険金受取人がともに個人である場合

保険料負担者と保険金受取人がともに個人である場合は、相続税法 3 条

(31) 法人税基本通達 9－3－4（２）。

(32) 所得税基本通達 34－4（２）。

及び 5 条により、保険金が支払われた時点で、保険金支払事由である保険事故が発生するまでに払い込まれた保険料の全額に対する各保険料負担者が負担した保険料の金額の割合に応じた保険金が、各保険料負担者から保険金受取人に相続または贈与されたものとして課税されることとなっており、保険料が支払われた時点では経済的利益を認識しない制度となっている。

(2) 保険料負担者が法人で保険金受取人が従業員（個人）である場合

従業員を被保険者とする生命保険契約を、法人が契約者となって保険料を負担した場合、契約の内容、各保険給付の受取人、普遍的加入の存否の組み合わせに応じて、法人が支出した保険料の全部もしくは一部が、その支出した時における給与所得となるべき経済的利益として課税対象となることがある。

また、保険料支出時点で給与課税された金額は、後日、保険給付等による収入が生じた場合、当該従業員によって負担された保険料として課税上考慮されることとなる。

ただし、本稿において懸念している課税上の弊害は、保険料支出時点で給与課税となった場合、節税効果が激減すると考えられるため、そのようにならない、例えば保険金受取人を法人とする形態が利用されるものと考えられる⁽³³⁾。

4 生命保険契約の譲渡と課税

生命保険契約に関する所得としては、生命保険契約の譲渡が行われた場合も考えられる。

(1) 個人間で保険契約の名義変更が行われた場合

個人間で保険契約者の名義変更が行われた場合も、3 (1) と同様に、

(33) その場合、法人課税においては、損金算入できる金額と資産計上すべき金額を契約の内容に応じて判断する必要があるが、その時点で資産計上した金額も、遅くとも、生命保険契約を譲渡した時点で損金算入することができる。

相続税法 3 条及び 5 条により、名義変更時点では課税せず、保険金が支払われた時点で、保険料負担者ごとの保険料負担割合及び各保険料負担者と保険金受取人の関係に応じた課税となる⁽³⁴⁾。

(2) 法人から従業員（個人）へ名義変更が行われた場合

法人から従業員へ保険契約者の名義変更が行われた場合は、名義変更時点において、法人から従業員に給与として経済的利益が供与されたものとして、課税されることとなる。

その際の、経済的利益の額は、その名義変更時点で「当該契約を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額）により評価する⁽³⁵⁾」こととされている。

5 生命保険契約に関する所得税課税の特徴

生命保険契約に関する課税に関して、個人だけが当事者である場合は、まず、相続税法 3 条及び 5 条によるみなし規定が適用される。

その結果、ほとんどの場合、保険給付及び解約返戻金（以下「保険給付等」とする。）が行われるまで課税が延期され、保険給付等が行われた時点で、保険料負担者ごとの保険料負担割合及び各保険料負担者と保険金受取人の関係に応じた課税が行われることとなる。

そして、その相続税法の規定に基づく計算の結果、保険料負担者と保険金受取人が同一人となる部分の保険給付等による収入について所得税の課税対象となるという構造となっている。

他方、法人が保険料を負担する場合、法人から従業員に対する給与として

(34) ただし、被保険者と保険料負担者が異なっていた場合で、当該保険料負担者が死亡した際には、保険契約の権利が相続財産となる。その際の評価額は財産評価基本通達 214 により、「相続開始の時ににおいて当該契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算（中略）した金額）によって評価する」こととなる。

(35) 所得税基本通達 36－37。

の性質を持つフリンジベネフィットの有無を判定する必要が生じる。これは、適正な給与所得課税のためには、法人から従業員に対して付与されるフリンジベネフィットの把握とその価額の評価が重要であるからである。

これらの結果、生命保険契約に関する利益を得る個人に対する所得税の課税は、保険給付等の実現まで課税を延期する理論と、フリンジベネフィットに対しては、必要に応じて、その発生時点で課税しようとする理論が混在する結果になっているといえる。

そして、こうした理論的な齟齬は、租税負担の軽減策を構築する際に利用されるおそれがあると考えられる。

第 2 節 所得税額変動の概要

既述の税制の下で低解約返戻金型生命保険契約を用いることによって、納付すべき所得税額がどのように変動するか概観する。

本稿において主に取り上げるもの（課税上の問題が予想されるもの）は、契約から例えば 10 年間の解約返戻金を大幅に少なくし、その後、伝統的な生命保険契約と同レベルに引き上げるような低解約返戻金型生命保険契約である。

1 設例

- ・低解約返戻金型生命保険契約（終身保険、契約者（＝保険料支払者）及び保険金受取人：法人、被保険者：役員、保険料払込期間（＝低解約返戻金期間）：10 年、保険金額：1 億円、年払保険料：1 千万円、低解約返戻金期間終了後の解約返戻金額：1 億円、低解約返戻金期間中の解約返戻金額：払込済保険料の 20%⁽³⁶⁾）に加入する。
- ・低解約返戻金期間最終年である 10 年目の保険料を払い込んだ後、契約者

(36) ここまで極端に解約返戻率を低下させているような保険は現在のところ無いかもしれないが、後述するように、理論的にはこの解約返戻率も自由に設定することは不可能ではなく、将来的にこのような保険商品が開発される可能性は十分にある。

及び保険金受取人を法人から当該役員に変更することで、当該保険契約の権利を法人から当該役員に移転する。

- ・その際、役員に対する経済的利益の供与が、法人において損金不算入とならないように、当該役員が譲渡時点での解約返戻金相当額（2 千万円⁽³⁷⁾）を法人に支払う。
- ・翌年（11 年目）、当該従業員が当該保険契約を解約し、解約返戻金（1 億円）を受け取る。
- ・当該役員の年間給与収入は、簡単のため、令和 2 年分以降の給与所得控除の上限額を控除後の給与所得が 2 千万円となる 21,950,000 円とする。
- ・一時所得の特別控除 50 万円は簡単のため考慮しないこととする。
- ・基礎控除等の各種所得控除は簡単のため考慮しないこととする。

2 租税負担の変動

前記の設例のとおりに保険契約を利用した場合と、同様の経済効果（80 百万円の移転）を得るために 8 百万円を 10 年間現金支給した場合の、納税額の 11 年間の合計及びその差額は表のとおりである。

(37) $(10,000,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 年}) \times 20\% = 20,000,000 \text{ 円}$ 。

保険利用の場合

年数	1～10	11	
給与所得	20,000,000	20,000,000	
一時所得		80,000,000 (注1)	
一時所得÷2		40,000,000	
課税される所得金額	20,000,000	60,000,000	
所得税率(最高税率)	40%	45%	
地方税率	10%	10%	
所得税額(注2)	5,204,000	22,204,000	11年間合計
地方税額	2,000,000	6,000,000	A×10+B
税額(合計)	7,204,000	28,204,000	100,244,000 ①
	A	B	

(注1)一時所得の計算については以下のとおり

収入金額	100,000,000
自ら負担して支出した金額	20,000,000
一時所得金額	80,000,000

(注2)所得税額の計算については以下の計算のとおり

所得税額＝所得金額×所得税率－控除額

所得税額に対応する控除額は以下のとおり

税率	各税率の控除額
40%	2,796,000
45%	4,796,000

保険を利用しない場合

(8百万円を10年間現金支給することにより8千万円を移転。)

年数	1～10	11	
給与所得	20,000,000	20,000,000	
給与所得(追加分)	8,000,000	0	
課税される所得金額	28,000,000	20,000,000	
所得税率(最高税率)	40%	40%	
地方税率	10%	10%	
所得税額	8,404,000	5,204,000	11年間合計
地方税額	2,800,000	2,000,000	A×10+B
税額(合計)	11,204,000	7,204,000	119,244,000 ②
	A	B	

租税負担の減少額(②－①)

19,000,000

つまり、80 百万円の資金移転の際の租税負担を 19 百万円減少させること

に成功したことになる。

この内容をもう少し細かく分析すると、生命保険契約を利用しなかった場合は、法人から移転された 80 百万円の所得に対する所得税額は 40 百万円（＝8 百万円×50%×10 年）となるはずのところ、生命保険契約を利用したことにより、80 百万円の所得が一時所得となったことによって所得金額が二分の一となる効果が、最終年に収入が集中することによる税率増加の効果を上回った結果、21 百万円（＝28,204,000 円－7,204,000 円）の所得税負担で済み、差し引き 19 百万円（＝40 百万円－21 百万円）の租税負担の軽減となったということである。

これを簡潔に説明するならば、第 1 節 1（8）における図表の階段状になっている直前に契約を譲渡し、その後解約することで、この段差部分を給与所得から二分の一課税の一時所得に転換することによる租税負担の軽減策であるということができる。

3 本スキームの問題点

法人から従業員に財産を移転した場合、通常はその価額（時価）が給与所得となる⁽³⁸⁾が、この財産として低解約返戻金型生命保険契約を用いた場合、譲渡した生命保険契約に関する権利の評価を譲渡時点での解約返戻金予定額とする通達に基づき低額な解約返戻金予定額とすることができる。

その上で、低解約返戻金期間終了後、実際に解約した際に受け取る解約返戻金額については二分の一課税の一時所得となる。その際、既に給与所得課税された金額⁽³⁹⁾については、一時所得の収入を得るために支出した金額として控除される。

つまり、生命保険契約が譲渡された際の評価方法と解約返戻金による収入が二分の一課税の一時所得と判断されることを利用することで、低解約返戻

(38) 給与する従業員が役員の場合、法人税法上の損金不算入をさけるためには、この時価をもって購入する必要がある。

(39) 法人に対価を支払った場合、その金額。

金期間中の低額な解約返戻金予定額と実際に解約した際に受け取る解約返戻金の差額につき、給与所得となるべき経済的利益を二分の一課税の一時所得に転換できるのである。

ところで、本スキームで検討したような生命保険契約は、専ら租税負担の軽減のみを目的とした経済的に不合理もしくは不自然な取引であって、「租税法規が予定していない異常ないし変則的な法形式を用いて税負担の減少を図る行為⁽⁴⁰⁾」すなわち明らかな租税回避ではないのかという点に関して、少し検討したい。

後述するが、保険商品は保険数理に基づいて保険金、保険料などが定められるところ、低解約返戻金型生命保険契約とは、その計算に予定解約率を追加して用いるという点に特徴があるだけであって、それ自体は保険数理上も保険法上も保険監督上⁽⁴¹⁾も問題は存在しない⁽⁴²⁾。また、顧客との関係においても、(タックスメリットが特になかったとしても)より低廉な保険料負担で、より充実した保障や財産形成を行いたいという需要が当然に存在すると考えられる保険商品である。

つまり、低解約返戻金型生命保険契約は「経済的に不合理もしくは不自然

(40) 金子宏『租税法(第23版)』135頁(弘文堂、2019年)。

(41) ただし、「中途解約する保険契約者にとっては解約するとペナルティが極めて強く作用することになり、また解約を困難とさせる効果もあり、これは、情報通信契約等、長期間の継続を約定すれば料金は低くなるが、中途解約をすると高額な違約金の支払を求められるというような約定と似たような問題を内包しているということが出来る(中略)ので、解約返戻金のあり方についての保険業法上の監督の考え方を整理することが望ましい」との考えもある。山下友信＝永沢徹編著『論点体系保険法2』247頁(第一法規、2014年)。

(42) 他にも、消費者契約法の観点で問題を指摘しうが、「低解約返戻金保険や無解約返戻金保険において解約返戻金が低いか無いとしても、それは保険数理上の合理的な根拠があることによるものであって、解約返戻金が低いか無いということ自体で消費者契約法9条1号により過大な損害賠償額の予定として無効となるわけではなく「解約返戻金の仕組みについて保険募集時に十分情報が提供されていれば、あとは保険契約者の自己責任の問題であり、法がパターナリスティックに介入すべきでない」という考え方は十分成り立つであろう」ことから、保険募集時の説明を十分に行うことで解消可能である可能性が高い。ただし、保険業法上の整理が必要と考えられることについては注(41)のとおり。山下＝永沢・前掲注(41)247頁。

な取引」とは言えないのである。

もちろん、低解約返戻金型生命保険契約を用いた取引が、私法上の真実の法律関係ないし事実関係として仮装行為であって真実には存在しないと認定される場合には、当然、この生命保険契約に関する契約関係がなかったということになるが、実際に解約するまでは保険としての保障機能を提供し続けることからすると、私法上、この低解約返戻金型生命保険契約は真実の法律関係ではないとは認定できないであろう。

とはいえ、本稿において検討している低解約返戻金型生命保険契約を用いた租税負担軽減策は、単に「節税」と捉えていいような、租税法規が予定しているものではない。

そのような、租税法規が予定していない形で、大きく租税負担を減少させることも可能になると予想できるスキームに対しては、法令解釈や執行の工夫はもちろん、必要に応じて、租税法規の改正も視野に入れて、租税負担の減少を防止すべく検討することは、適正公平な課税のために必要なことであると考えている。

第 2 章 生命保険契約に関する権利の 評価方法の検討

前章において指摘した問題点の原因の一つである、生命保険契約に関する権利の評価方法について検討する。

第 1 節 現行の評価方法の分析

1 解約返戻金と保険料積立金

生命保険契約に関する権利の評価においては、解約返戻金と保険料積立金の概念の理解が必要となる。

(1) 解約返戻金

解約返戻金の定義、計算方法などを規定する法は存在しない。

保険法において、一定の場合に、「保険料積立金（中略）を払い戻さなければならない。⁽⁴³⁾」と規定されているが、その「一定の場合」に、保険契約者による生命保険契約の解約は含まれておらず、契約によって約定⁽⁴⁴⁾されているだけである。

(2) 保険料積立金

解約返戻金の元となる「保険料積立金」については「受領した保険料の総額のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出される金額に相当する部分をいう。⁽⁴⁵⁾」と保険法において定義されている。

これは、「保険者は受領する保険料のうち将来の保険給付義務の履行のた

(43) 保険法 63 条。

(44) 契約ごとの保険料積立金から解約控除を行った残額を解約返戻金とすることが一般的である。

(45) 保険法 63 条かっこ書き。

めに必要な部分については費消せず積み立てておく必要がある⁽⁴⁶⁾」ということであり、さらに、それは、保険料又は保険給付の額を定める際に用いたものと同一条件の保険数理に基づいて計算された金額である必要があると法定されているということである。

(3) 保険料積立金の計算

先述したとおり、保険料積立金は保険数理に基づいて計算されるところ、概要、以下のような計算がなされる⁽⁴⁷⁾。

まずは、収支相等の原則に基づいて、平準払純保険料は、以下のようにして計算される。

- ① 保険給付の現価の期待値を算出する。
- ② 保険料を保険契約者が会社に対して支払う生命年金とみなして、その現価の期待値を算出する。
- ③ 方程式①＝②を解いて保険料を算出する。

ここで、例えば、「 x 歳の被保険者が保険期間 n 年間のうちに死亡した場合、死亡した時点で一時金 S を支払う」という生命保険（定期保険⁽⁴⁸⁾） A を考える。

その際、死亡率については、生命表⁽⁴⁹⁾どおりであるとする。

保険給付の現価の期待値①については、保険期間中の各年の保険給付の期待値（＝ $t^{(50)}$ 年目の死亡率 $\times S$ ）を計算し、これらを金利と年数によって

(46) 山下＝永沢・前掲注(41) 241 頁。

(47) ここでの計算に関しては、日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3)43-55 頁を参考とした。

(48) 保険期間 n 年を生命表で生存者が 0 人となる年数とすれば終身保険となる。また、定期保険の給付に加えて n 年目最終日において生存している場合にも一時金 S を支払うという条件を追加すれば養老保険となる。

(49) 「年齢別に生死の状況を表したものを生命表という。生命表は、そのデータのもととなった死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が 1 年以内に死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値などを、死亡率や平均余命などの指標によって表したものである。」日本生命保険 生命保険研究会・前掲注(3)43 頁。

(50) $1 \leq t \leq n$ 。

現価とし、合計した金額が保険給付の現価の期待値、すなわち、将来の保障の加入時点での現価の期待値ということになる。

次に、保険料の現価の期待値②であるが、「 x 歳の被保険者が生存している限り、最大 n 年間、毎年期初に金額 P の年金を支払う」という生命年金⁽⁵¹⁾を①と同様の方法（保険期間中の各年の保険給付の期待値（ $=t^{(52)}$ 年目の生存率 $\times P$ ）を計算し、これらを金利と年数によって現価とし、合計する。）によって現価の期待値を算出する。

そして、上記生命年金の設定中の「金額 P の年金」を「金額 P の保険料」と読み替えることによって、今後、生存しているならば満期まで毎年支払うことになる保険料の現価の期待値を計算したこととなる。

こうして得られた保険金と保険料の現価の期待値を用いて、①＝②となる保険料 P が保険金 S に対する平準払純保険料である。

ここで、契約 1 年目だけを取り出してみると⁽⁵³⁾、保険給付の期待値は、1 年目の死亡率 $\times S$ であり、保険料の期待値は 1 年目の生存率 $\times P$ であるが、死亡率は年齢が高くなるほど上昇し、その裏返しとして生存率は年齢が高くなるほど減少することから、

$$1 \text{ 年目の死亡率} \times S \leq 1 \text{ 年目の生存率} \times P$$

となることは容易に理解できる。

そして、この差額「1 年目の生存率 $\times P$ －1 年目の死亡率 $\times S$ 」が 1 年目の貯蓄保険料となり、まさに、「受領した保険料の総額のうち、当該生命保険契約に係る保険給付に充てるべきものとして、保険料又は保険給付の額を定めるための予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用いて算出さ

(51) 生存していれば保険給付を受けられるが、死亡したら保険給付を受けることができない生存保険の一種。

(52) $1 \leq t \leq n$ 。

(53) 死亡率、生存率、利率の適用に際して、厳密には、保険料は期初の年払いか期末の年払いか、または月払いかなどで調整が必要であるし、保険給付も死亡時期が年間通して一様か否か、一様であったとしても、少なくとも年央にすべての死亡があったと仮定する調整が必要というように細かな調整が必要であるが、本稿においては、定性的に理解できれば十分であるので、その点については簡略化している。

れる金額に相当する部分」という定義どおりの「保険料積立金」ということになる。

(4) 保険料積立金の持つ意味

(3) における定期保険の条件を、「 $x+1$ 歳の被保険者が保険期間 $n-1$ 年間のうちに死亡した場合、死亡した時点で一時金 S を支払う」と変更した定期保険（保険料を P' とする） B を考える。

これは、(3) において検討した定期保険 A において 1 年目を死亡することなく経過したものと、将来の保険給付という意味で同一の生命保険となる。

しかし、保険料の計算においては、保険料 P' は、(3) と同様の方法で、 $x+1$ 歳開始 $n-1$ 年間の条件で①=②となる保険料を計算するのであるが、定期保険 A の場合は、1 年目に留保された貯蓄保険料がある結果、定期保険 B と同様の $x+1$ 歳開始 $n-1$ 年間の計算条件に貯蓄保険料=保険料積立金を加味して、収支相等の原則を適用することとなるため、①=② + (1 年目終了時の保険料積立金) となる。(ここで、保険料積立金があるから保険料が P となるという計算結果は、契約当初に決定された平準保険料 P は一定でなければならないのだから、保険料 P が変化しないように適切な水準の保険料積立金が存在する必要があるという捉え方をすることもできる。)

$x+1$ 歳以降の保険給付の現価の期待値①は、定期保険 A も定期保険 B も同一となるので、右辺を比較すると、

定期保険 B の②=定期保険 A の②+1 年目の貯蓄保険料
となり、

定期保険 B の②>定期保険 A の②

となることから、保険料 $P'>P$ とならなければならない。

これは、定期保険 A の 2 年目開始時と定期保険 B の開始時における保険給付の現価の期待値は全く同じであるにもかかわらず、それに対して支払うべき保険料は定期保険 B よりも定期保険 A の方が低廉であるという

ことを示している。

そして、この保険料負担の減少分（の現価の期待値）とは、定期保険 A の 2 年目開始時点における財産的価値⁽⁵⁴⁾と捉えることができ、その金額はこれまでの計算から分かるとおり、保険料積立金の額ということになる。

そして、このことは、2 年目に限らず、 n 年間の保険期間中のどの時点においても同様である。

2 所得税基本通達 36-37 による評価

先述の「保険料積立金」の定義からすると、将来の保険事故発生確率等も加味した、その時点における保険契約の権利の経済的利益の額として、保険料積立金の額が最も相応しい金額だと考えられる⁽⁵⁵⁾が、保険会社は、個別の契約にかかる保険料積立金の額を開示していないため、この金額を利用するためには保険会社の協力が欠かせないこととなる。

しかし、保険料積立金額を開示することは保険契約ごとの収益構造という営業上の秘密を公開することに近い⁽⁵⁶⁾ため、保険会社の協力を得にくいと考えられる。

そのため、保険料積立金額に代わるものとして、所得税基本通達 36-37 においては、解約返戻金の額が利用されている。

ここで、低解約返戻金型ではない生命保険契約の場合、先述のとおり、一般的には、契約ごとの保険料積立金から解約控除を行った残額が解約返戻金となる。

この解約控除は、主に契約締結時にかかる新契約費の未償却部分の回収と

(54) 同一の利益を得るために必要な負担を減少させることも経済的利益であり、財産的価値として捉えることができる。

(55) 資産評価方法として、将来のキャッシュフローの現在価値の合計によって評価することは、有力な方法の一つである。

(56) 「メーカーで言うと、原価いくらですかと聞かれても、原価を答えませんよね。もちろんその内訳も。そうした理解に近いと思います。」 酒井克彦編著『通達改正でこう変わる！！キャッチアップ保険の税務』235 頁（ぎょうせい、2019 年）。

解されており⁽⁵⁷⁾、解約控除が不当なレベルでなければ⁽⁵⁸⁾、解約返戻金の額は、保険料積立金の額に概ね近似すると期待できる。

また、解約返戻金の額は、契約時に契約後の年数に応じた金額が契約に付属する文書中に例示されることから、保険契約者も金額の目安を容易に知ることができる上に、契約者は保険会社に、その時点での解約返戻金の額を問い合わせることができる。

そして、なによりも財産的価値という観点においても、実際にその時点で現金化可能な金額であることから、納税者の一般的な感覚として最も受け入れやすい評価方法であるといえる。

つまり解約返戻金が保険料積立金から主に新契約費の未償却部分の回収と考えられる程度の解約控除を行った残額として定まっている場合であれば、現行通達による保険契約の評価方法は十分に適切であるといえることができる。

3 低解約返戻金型生命保険契約

1 において簡記したように、生命保険契約は通常、予定死亡率、予定利率その他の計算の基礎を用い、保険数理に基づいて保険料又は保険給付の額を定めている。

ここで、「その他の計算の基礎」に「予定解約率」を追加することによって低解約返戻金型生命保険契約が組成されるのであるが、どのような計算が行われることになるか以下に簡記する。

(57) 「解約控除の理由は主に新契約費の回収による。事業費は営業保険料の中に織り込まれており、新契約費はすでに支出しているものの解約が行われると保険料（中の新契約費）が回収されないことになる。このため、解約返戻金の金額算出にはこれを反映する。」京都大学理学部アクチュアリーサイエンス部門・前掲注(17) 188-189 頁。

(58) 保険会社の事業費に充てるべき付加保険料は、事業費（予定新契約費、予定集金費、予定維持費など）の支出と付加保険料収入につき収支相等の原則に基づいて決定するものが一般的である。しかし、解約が発生することによって、（既に支出した新契約費が回収できなくなるなど）収支相等の原則が満たされなくなるため、解約発生後においても収支相等の原則が満たされるような水準の解約控除が行われることが一般的である。

低解約返戻金型生命保険契約でなければ、解約が発生したとき、1 で計算したように、解約時点における将来の保険給付の現価の期待値と将来支払う保険料の現価の期待値の差額である保険料積立金から解約控除を行った金額を当該保険契約者に返還して精算するところ、これは、収支相等の原則の等式の両辺から解約した契約者分の保険給付（左辺）＝保険料＋保険料積立金（右辺）の金額をそれぞれ減じたことになる。

つまり、残った保険契約者達と保険会社が必要とする保険料、保険給付、一人当たりの保険料積立金には影響を及ぼさない。

しかし、低解約返戻金型生命保険契約は、契約段階で定めた一定の期間中の解約返戻金を大幅に減少させることを含む契約であるため、収支相等の原則に当てはめた際に、以下のような計算を通して、保険料又は保険給付の額に影響を与えることとなる。

まず、低解約返戻金期間中の各年に予定解約率相当の解約が発生することによって、当該年における

（保険料積立金－当該年における低額な返戻金）×解約率

で表される資金余剰（解約した保険契約者に払い戻すことなく留保した保険料積立金）の期待値が低解約返戻金期間の各年において生じることとなる。

この資金余剰を金利に基づいて現価とし、合計することで、低解約返戻金期間に生じる資金余剰の現価の期待値を得ることができる。

これを、収支相等の原則における①保険給付の現価の期待値である左辺の減少項目と捉えるか、②支払保険料の現価の期待値である右辺の増加項目と捉えるかは、保険法や保険数理の研究においては違いがあるかもしれないが、少なくとも保険料又は保険給付の額を定めるための方程式として用いれば足りる本稿においては、同じ方程式として計算することができる。（注：以下の計算においては、将来の保険給付のために利用することができる財産の増加と捉えて、右辺の増加項目として立式した。）

そして、保険給付（保険金）の水準を不変とするならば、低解約返戻金期間に生じる資金余剰の現価の期待値に相当する金額分、支払保険料の現価の

期待値を低下させることができるということを示す方程式となり、それはすなわち、低解約返戻金型生命保険とは、通常の保険契約における保険料よりも低廉な保険料で同等の保険給付（保険金）を得られる生命保険契約であるということの意味している。

（低解約返戻金型生命保険契約における収支相等の原則と保険料の計算）

保険給付の現価の期待値＝低解約返戻金型生命保険契約の支払保険料の現価の期待値＋低解約返戻金期間に生じる資金余剰の現価の期待値＋通常の生命保険契約であった場合の保険料積立金

保険給付の現価の期待値＝通常の生命保険契約の支払保険料の現価の期待値＋通常の生命保険契約の保険料積立金

この 2 式において

保険金は同一という前提から、保険給付の現価の期待値は同じ

通常の生命保険契約であった場合の保険料積立金＝通常の生命保険契約の保険料積立金

よって、この連立方程式は以下の方程式となる。

低解約返戻金型生命保険契約の支払保険料の現価の期待値＋低解約返戻金期間に生じる資金余剰の現価の期待値＝通常の生命保険契約の支払保険料の現価の期待値

低解約返戻金期間に生じる資金余剰の現価の期待値は正の数なので

低解約返戻金型生命保険契約の支払保険料の現価の期待値＜通常の生命保険契約の支払保険料の現価の期待値

保険料支払期間及び利率は同一条件であるので、支払保険料の現価の期待値を変動させる要因は保険料のみであることから

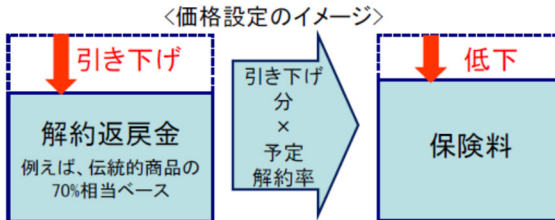
低解約返戻金型生命保険契約の支払保険料＜通常の生命保険契約の支払保険料

となる。

この計算結果に関するイメージ及び解約返戻金水準の引き下げによる保険料率の減少の試算については以下のとおりである。

(1) 低(無)解約返戻金型商品 ≪解約返戻金等の設定方法≫

- 解約返戻金を、例えば、伝統的終身保険の70%等に設定し、その解約返戻金の削減分を保険料の低廉化に反映
- 実務的には、保険料計算基礎として予定解約率を設定



≪終身保険における保険料水準比較試算≫

	解約返戻金水準	予定解約率	保険料率
伝統的商品	100	なし	100
低解約返戻金型	70	あり	92

(※) 40歳加入・男性・65歳払込終了、予定解約率3%により試算

16

(出所：金融庁トップ > 審議会・研究会等 > 金融審議会 > 議事録・資料等 > 金融審議会「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」(第 52 回) 議事次第 資料 3 日本における生命保険契約の解約返戻金について 16 頁 (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryoku/20090522/03.pdf) (令和 2 年 6 月 23 日最終閲覧)。)

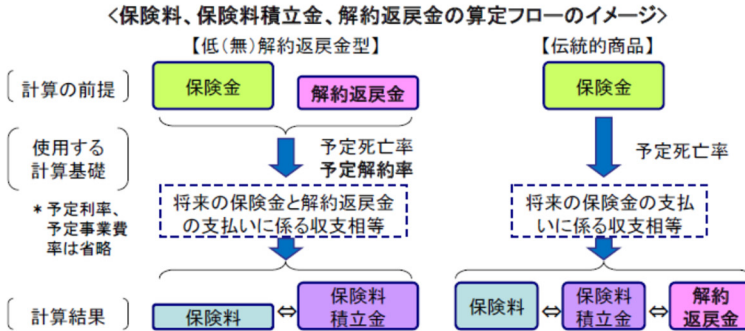
それと同時に、低解約返戻金型生命保険契約には、通常生命保険契約とは性質が大きく異なっているところがあることも浮かび上がってくる。

それは、本節において行われてきた計算の過程を観察すれば分かるように、低解約返戻金型生命保険における解約返戻金は、1 において計算したような、保険数理による計算の結果としての解約返戻金ではなく、計算の前提（契約によって事前に定められたもの）としての解約返戻金である⁽⁵⁹⁾ということである。

(59) これに関しては、解約控除が消費者契約法上の損害賠償額の予定としての性質を有するか否かという議論内においてはあがあるが、「近時の生命保険商品は、解約控除

ある。

(1) 低(無)解約返戻金型商品《保険数理面からみた在り方》



- (低(無)解約返戻金型の)解約返戻金水準に基づき、保険料や保険料積立金が導き出される
 ⇒ 「保険料積立金と解約返戻金の差(※)」については、予定解約率等の保険料計算基礎に基づき合理的に算定されている (※) 伝統的商品の場合、いわゆる「解約控除」と言われる部分

17

(出所: 金融庁トップ > 審議会・研究会等 > 金融審議会 > 議事録・資料等 > 金融審議会「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」(第 52 回) 議事次第 資料 3 日本における生命保険契約の解約返戻金について 17 頁
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryoku/20090522/03.pdf
 (令和 2 年 6 月 23 日最終閲覧。))

このことは、極端なことを言えば、各時点における解約返戻金の予定額を、保険契約の各時点における保険料積立金額(＝経済的価値)から自由に乖離

を損害賠償額の予約と説明しやすい伝統的な保険商品とは数理的構造が異なり、低解約返戻金保険や無解約返戻金保険のように、解約返戻金の水準は自由に設計できるべきものであり、それにより新しいタイプの金融商品が作り出されているという考え方から「保険数理の実務家の間では(中略)解約返戻金は、各種の保険金や保険料と同様に、保険契約に基づく主たる給付」であるとする意見も出ている。山下＝永沢・前掲注(41) 246 頁。

させて決定することが可能⁽⁶⁰⁾となっているということである。

そうであるならば、低解約返戻金型生命保険契約の約定の内容によっては、現行通達における評価方法では、当該低解約返戻金型生命保険契約の本来の経済的価値として適切な金額を得られない可能性があるということを示している。

4 小括

保険契約の経済的価値を評価するという観点においては、将来の保険給付という将来のキャッシュフローの現価の期待値を計算する保険数理の考え方が参考にできると考えられる。

そして、保険数理による分析から、現行通達の評価方法は、伝統的な生命保険契約の評価においては、保険数理的にも、課税実務的にも十分に適切なものであると評価できると同時に、低解約返戻金型生命保険契約の評価においては、実態に即した評価に基づく課税とならない場合があることが分かった。

第 2 節 生命保険契約に関する権利の評価方法の改善案

これまでの検討から現行通達の評価方法につき改善の余地があると考えたところ、改善案を検討する。

1 保険料積立金額

保険料積立金額は、その保険法における定義から、資産評価方法として有力な方法の一つである将来のキャッシュフローの現在価値の合計による評価

(60) 既述のとおり、消費者契約法上の疑義やそれを踏まえた保険業法上の制限が何らかの形で将来的になされる可能性はある。しかし、もし保険業法によって、ある程度の制限がなされた場合であっても、課税に際しての評価額が適正に得られない可能性は十分に残ると考えられる。

を、統計に基づく確率まで加味する数学的に確立された保険数理に基づいて計算したものであることができるため、保険料積立金額が、生命保険契約の経済的価値を表していると考えられることができる。

(イ) メリット

生命保険契約を将来のキャッシュフローを生む資産もしくは権利と捉えた場合、ある時点における将来の保険金給付及び保険料負担を、保険数理に基づいて、その発生確率まで加味した期待値として計算したものであり、その時点における保険契約の経済的価値として最も適切であるといえる。

(ロ) デメリット

既述のとおり、保険料積立金額を開示することは保険契約ごとの収益構造という営業上の秘密を公開することに近い⁽⁶¹⁾ため、保険会社の協力を得にくい。

2 支払保険料総額

保険料積立金額による評価は、将来のキャッシュフローの現在価値という点で優れた評価方法であるが、支払った保険料という観点からみると、将来の保険給付に対応する貯蓄保険料（とその運用益）の累計を意味することになる。

それは、保険料が

標準払純保険料＝危険保険料＋貯蓄保険料

という要素に分解されることと合わせて解釈すると、保険給付が行われる

(61) 金融商品の手数料開示については、「顧客本位の業務運営に関する原則」において指摘されるなど、金融庁における検討も行われていることから、将来的に、保険料の内訳や保険料積立金の開示が行われることになる可能性はあり、その場合、デメリットはほぼ存在しなくなると思われる。「顧客本位の業務運営に関する原則」については、金融庁報道発表資料（平成 29 年 3 月 30 日）＞「顧客本位の業務運営に関する原則」の確定について 別紙 2 「顧客本位の業務運営に関する原則」（<https://www.fsa.go.jp/news/28/20170330-1/02.pdf>）（令和 2 年 6 月 23 日最終閲覧）。

ことなく既に経過した期間に対応する危険保険料は既に費消⁽⁶²⁾され、保険契約の価値としては残存していないという理解に行き着く。

しかし、過去において加入し、継続して保険料を支払い続けている保険契約の価値に対して、既に経過した期間に対応する危険保険料が無関係とも言い切れない。

保険実務の観点からすると、例えば、ある時点において保険加入を望んだとしても、その時点の健康状態等によっては加入できない可能性も十分にある⁽⁶³⁾が、過去の加入可能であった時期に加入し、保険契約を継続していた場合、通常は、後日、健康状態の悪化等を理由に契約を解除されることはない⁽⁶⁴⁾⁽⁶⁵⁾⁽⁶⁶⁾。

このことは、保険数理的には既に費消したと評価できる危険保険料部分であつても、それを費消し続けていたことも含めた継続的な保険料払い込みの結果として、その時点では加入することができない内容の保険に加入するこ

(62) 営業保険料＝純保険料＋付加保険料 であつたことも考え合わせるならば、既に経過した期間に対応する付加保険料も保険契約の価値としては残存していないといえる。

(63) 「保険事業は給付反対給付均等原則に従い、個々の保険契約の危険度に応じた保険料負担を求め、また、一定以上の危険度を超える場合には保険を引き受けないという基本原理に基づいて営まれて」いる。山下友信『保険法（上）』394 頁（有斐閣、2018 年）。

(64) 保険法 56 条において、危険増加による解除についての規定があるものの、「生命保険契約における告知事項に関して、被保険者の身体的危険の増加（健康状態の悪化）に関しては、保険料に織り込み済みになっていることが通常であることから、問題とはならない」。山下＝永沢・前掲注(41) 195 頁。

(65) 「生命保険契約においては、被保険者の健康状態が悪化したとしても危険の増加の規律は適用されないと解されている。これは、そのような疾病等にかかる危険についてもすべて契約締結時の危険測定の中に織り込まれていることによるものと説明されている。」大串淳子＝日本生命保険生命保険研究会編（藤井誠人）『解説保険法』111 頁（弘文堂、2008 年）。

(66) 「一般に、家計分野における生命保険契約については、被保険者の加齢とともに発病等の危険が高くなるものの、そのような事態に備えて平準保険料が設定されていると言われており、このような方式で契約が締結されている場合には、まさに将来にわたっての危険の増加が契約締結時点で織り込まれていることになるので、被保険者の加齢とともに危険が高くなったとしても、「危険増加」には該当しないことになります。」萩本修編著『一問一答保険法』87 頁（商事法務、2010 年）。

とができているという利益を享受していると評価することもできる。

また、税務上も、危険保険料と貯蓄保険料の区分をしていないと解釈できる取り扱いが存在する。

まずは、個人間で保険契約を贈与（保険契約者の名義変更）した場合、相続税法 3 条及び 5 条により、その贈与時点で贈与税を課すのではなく、最終的に何らかの給付が行われた段階で、支払保険料総額に対する保険料負担者ごとの保険料負担割合で給付金額を分割し、保険料負担者と給付の受取人との関係に応じた課税としている。

また、一時所得課税の対象となった場合の所得計算では、所得税法施行令 183 条により、支払保険料総額を収入金額から控除するが、そこには（前述した評価の考え方では残存していないとされる）既に経過した期間に対応する危険保険料相当額等も含まれる。

これらの取扱い、（既に経過した期間に対応する危険保険料は既に費消され、保険契約の価値としては残存していないという前述した評価の考え方とは異なり）危険保険料と貯蓄保険料を区分しないことを前提としていると解釈することができる。

これらの観点からすると、ある時点における保険契約の評価額を支払保険料総額とする案も検討に値すると考える。

(i) メリット

一時所得の所得計算や相続税法における保険料の取扱いと親和性の高い解釈に基づいており、税務理論としての理論的整合性が高まる。

また、保険実務における、若いうちに保険に加入しておくことの価値を保険契約の評価に取り込むことができる。

さらに、保険会社に問い合わせるまでもなく計算可能であり、納税者のコンプライアンスコストが減少する。

(ii) デメリット

評価額が、実際に解約した場合に解約返戻金として得られる金額から極端に乖離した金額となると、一般的な納税者の感覚として、納得感を

得にくい評価となるおそれがある。

例えば、最高解約返戻率が 50%に満たないような定期保険の評価額が支払保険料総額の 100%というのは、多くの納税者に直感的におかしいと思われるおそれがある。

(ハ) デメリットが無いと考えられる場合

養老保険や終身保険のように、時期は未確定としても、必ず保険給付を受け取ることができる保険契約の場合であれば、最高解約返戻率は 100%を超えることが一般的であるため、このようなデメリットは生じないといえる。

3 最高解約返戻率

支払保険料総額によって評価することについて、感覚的な違和感があり得ることに対する改善策として、以下のように最高解約返戻率を利用する評価方法が考えられる。

(1) 評価額＝支払保険料総額×最高解約返戻率

解約返戻率は、保険料が平準払いであるならば、最高解約返戻率となる時点に向かって順次上昇していくはずである。

上記の算出方法は、低解約返戻金型生命保険契約では自由に定めることも可能な各時点における解約返戻金額に影響されることなく、最高解約返戻率になる時点に向かう上昇過程を簡便かつ近似的に計算するものといえる。

(イ) メリット

最高解約返戻率は法人課税において既に利用されている概念であり、保険会社への協力を要請しやすい。

各時点における解約返戻金額に影響を受けることなく、最も有利なタイミングとなる最高解約返戻率になる時点に向かう保険契約の価値の上昇を簡便に計算することが可能となり、容易に課税上の弊害を防止することができる。

支払保険料総額による評価よりも感覚的に受け入れ易い評価額となる。

(Ⅱ) デメリット

支払保険料総額による評価の改善策として考えたものの、解約返戻率を利用するということは、結局、既に経過した期間に対応する危険保険料相当額等の価値は残存していないということを前提とした計算となるため、支払保険料総額で評価する際の理論的メリットが失われる。

また、メリットとしての計算の簡便性とのトレードオフであるが、評価方法としての精緻さは低下することとなる。特に、定期保険のような最終的に保険給付が無い可能性がある保険の場合、最高解約返戻率となる時点以降、自然保険料が平準払純保険料を超える分の補填として保険料積立金（≒解約返戻金）が減少するのであるが、この計算では、その減少過程を計算することができない。

(2) 法人税基本通達 9-3-5 の 2 に準じて評価する方法

最高解約返戻率は、法人税基本通達 9-3-5 の 2 において活用が始まっており、一定の要件に該当する定期保険等の保険料を法人が支払った場合、当該支払保険料については、最高解約返戻率に応じて定められている資産計上ルールに基づいて資産計上することとされている。

この資産計上ルールは、「保険契約者が把握可能な指標で、前払部分の保険料の累積額に近似する解約返戻金に着目し、解約返戻率に基づいて資産計上すべき金額を算定する⁽⁶⁷⁾」ものであり、「生命保険協会からのヒアリング等により、各生命保険会社が販売している各保険商品の実態を確認した上で、各保険商品の保険料の中に含まれる前払部分の保険料の累積額に近似するよう資産計上ルールを定めたもの⁽⁶⁸⁾」である。

(67) 国税庁ホームページ >法令等 >その他法令解釈に関する情報 >法人税 >定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関する FAQ >「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか 1 件の一部改正(案)（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い）等に対する意見公募の結果について（令和元年 6 月 28 日）4 頁（https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/teikihoken_FAQ/pdf/02.pdf）（令和 2 年 6 月 23 日最終閲覧）。

(68) 国税庁ホームページ・前掲注(67) 3 頁。

そのため、このルールによって資産計上される金額の累積額とは、前払部分の保険料の累積額、すなわち、保険料積立金に近似する金額ということになる。

そうであるならば、1 において、経済的価値の評価として最も適切であると考えられたものの、保険会社の協力無しには実現できないと思われていた保険料積立金額による評価の近似的方法として、法人税基本通達 9-3-5 の 2 による評価も十分に検討に値するといえる。

(イ) メリット

法人課税において、既に適用されている計算方法であり、法人から従業員へ譲渡された生命保険契約に関する法人における資産計上額と個人における評価額が、(一定の要件に該当する定期保険等に限られるとはいえ) 同額となり、個人所得課税と法人所得課税における理論的整合性が高まる。

保険契約者が把握可能な指標から保険料積立金額に近似する金額を計算することができるため実現性が高い⁽⁶⁹⁾。

(ロ) デメリット

支払保険料総額による評価の場合に得られる所得税法と相続税法における税務理論としての理論的整合性向上というメリットが失われる。

また、あくまで、一定の要件に該当する定期保険等のみ適用される計算方法であることから、すべての保険契約の評価に用いることはできない。

(ハ) デメリットの詳細の検討

先述した法人税基本通達 9-3-5 の 2 が適用される一定の要件に該当する定期保険等とは、「保険期間が 3 年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が 50%を超えるもの」であり、これに当てはまらない生命保険契約についての計算方法は、法人税基本通達 9-3-5 の

(69) そもそも、贈与する法人の経理において計算済みであることが期待できる。

2 においては示されていない。

法人税法においては、この要件に該当しない定期保険等については、法人税基本通達 9-3-5 に規定があり、養老保険については、法人税基本通達 9-3-4 に規定がある。

ここで、まずは、個人課税において、最高解約返戻率が 50% 以下の定期保険等について、低解約返戻金型生命保険契約として評価額を恣意的に引き下げたとして、課税上の弊害があるかということを検討する。

そもそも、生命保険契約を用いて所得税の節税を行う場合、収入金額が一時所得となることから、課税所得が二分の一となることを利用すると考えられる⁽⁷⁰⁾。

しかし、最高解約返戻率が 50% 以下ということは、支出した保険料の半分以上は回収できないのであるから、二分の一課税でいかに節税したとしても、返戻されない保険料の方が節税額よりも当然に多額となる。

そのため、本稿において懸念する租税負担軽減策としては、法人税基本通達 9-3-5 の 2 が適用されない最高解約返戻率 50% 以下の定期保険等については、考慮する必要がないことが分かる。

他方、養老保険については、法人課税においては異なる規定がなされているものの、個人所得課税においては、2 において検討した支払保険料総額をもって評価することにつきデメリットが存在しない。

よって、最高解約返戻率が 50% 以下の定期保険等の場合は現行の評価方法のままとし、養老保険を 2 の支払保険料総額で評価することとし、法人税基本通達 9-3-5 の 2 が適用される定期保険等を、個人所得課税においても、その資産計上ルールに基づく評価額とするということで、漏れがないことになり、デメリットの後半部分については解消することができる。

ただし、この場合、所得税法における基準に、相続税法と共通する理

(70) 他にも特別控除 50 万円を利用する節税策もある。

論と、法人税法と共通する理論が同時に存在することになり、理論的整合性が低下することになる。

4 最高解約返戻金額

財産の評価方法としては、過去の支出である支払保険料総額のうち、どれだけが財産として評価されるべきかという観点からの評価の他、財産の取得以後にどのような経済的利益を得られるのかという観点で評価する方法もある。

生命保険契約の解約返戻金にあてはめれば、将来において金銭の給付を受ける権利として評価することが考えられる。

契約者の一般的な感覚としては、解約返戻金額が最大化する時点が財産としての価値が大きいと考えられることから、最高解約返戻金額を予定利率で割り引いた現在価値（その時点まで今後支払う必要がある保険料の現在価値の総額を控除した金額）をもって評価額とする評価方法が考えられる。

これは、将来において一定の金銭の給付を受けることができる権利に対して用いられる評価方法に多い考え方であり、財産の評価方法としての十分な合理性があると考えられる。

(i) メリット

最高解約返戻額と予定利率は、保険契約者が問い合わせれば保険会社から提供を受けることができる情報であり、税務当局において計算のための様式を作成しておけば、納税者において計算可能な評価方法である。

(ii) デメリット

定期保険のような最終的に保険給付が無い可能性がある保険の場合、最高解約返戻率となる時点以降、自然保険料が平準払純保険料を超える分の補填として保険料積立金（＝解約返戻金）が減少するのであるが、この計算では、その減少過程を計算することができない。

また、保険契約の特殊性として、保険契約の契約者変更後、新契約者にそれ以後の保険料支払義務が生じる点を考慮する必要があり、提案し

た評価方法は、将来支払う必要がある保険料の現在価値を控除するという形で考慮しているものの、その結果、計算の簡便性が低下することとなる。

さらに、最も財産としての価値が高まるタイミングは最高解約返戻率となる時点である可能性もあるため、最高解約返戻金額の現在価値のみで評価することとした場合、最高解約返戻率となる時点と最高解約返戻金額となる時点をデザインすることによって新たな節税保険が作成可能となるおそれがある。

5 同等の保険契約との比較

財産の評価方法としては、その時点で得られる同等の財産と比較する方法もある。

保険契約にあてはめた場合、保険契約の譲渡時点で、その後の保険期間につき同等の保障内容の保険に新規加入した場合と比較することが考えられる。

この比較を行った場合、支払う必要がある保険料に差がでることから、新規加入した場合の保険料と譲渡された保険契約の保険料とを比較し、その差額から評価する方法が考えられる。

つまり、より低廉な保険料で保障内容が同等の保険契約を取得できることをその時点での経済的価値と考える評価方法である。

これは、保険料の差額と保険料の払込満了までの期間に対する年金現価率を用いることで評価することができる。

(i) メリット

同一条件の財産と比較し、その際の将来の保険料支払義務の軽減分につき、その現在価値で評価する方法は、財産の評価方法としての合理性が高い。

(ii) デメリット

譲渡時点において残余の保険期間の保障内容が同等の新規契約を行った場合の保険料を計算することにつき、保険会社の協力が欠かせない。

また、保険会社からの協力が得られることとなったとしても、個別事情として、その時点において同等の保険商品の販売が終了しているなど、新規加入の場合の保険料が提示できないというような問題も生じうる。

6 小括

生命保険契約の評価（方法）として以下の 5 案を考えた。

- i. 保険料積立金額
- ii. 支払保険料総額
- iii. 最高解約返戻率に応じた法人税基本通達 9-3-5 の 2 による評価
- iv. 最高解約返戻金額の現在価値
- v. 同等の保険契約との比較

これまでの検討から、生命保険業界の十分な協力が得られるならば i. が評価として適切である。

しかし、協力が得られない場合、評価方法の合理性と実現可能性という点で、養老保険や終身保険のように必ず保険給付がなされる保険について ii を、定期保険のように必ず保険給付が行われるとは限らない保険について iii を用いることが有効であると考ええる。

ただし、この保険種類に応じて ii と iii を使い分ける方法は、理論的整合性が低下するというデメリットが生じる。

これは、理論的整合性を確保するために、すべての生命保険契約の評価について i または ii の評価方法を適用する場合に生じる、保険会社や納税者が受け入れることができるかというデメリットを実務上許容できるかという問題との比較衡量となるので、最終的には政策判断によって決定されるべきものである。

それを考慮した上で、本稿においては、その理論的整合性の低下というデメリットよりも、養老保険や終身保険は ii で、 $100\% > \text{最高解約返戻率} > 50\%$ の定期保険等は iii で、最高解約返戻率が 50% 以下の場合は、現行と同様に解約返戻金相当額で評価するという方法が、保険種別と最高解約返戻率という

外形的に把握できる指標に応じて、課税上の弊害が無くなる程度に i に近似する金額を得ることができるというメリットの方が大きいと考える。

第 3 章 所得区分の検討

現行の取扱いにおいて、生命保険契約から受け取る収入に所得税が課される場合は、年金形式で受け取る場合に雑所得となることを除けば、一時所得となると解されている。

本稿において懸念している課税上の弊害は、給与所得となるべき譲渡された保険契約が低廉に評価され、その後、低解約返戻金期間終了後の当該保険契約から実際に生じる解約返戻金による所得が、解約返戻金水準の変動分も含めて一時所得として二分の一課税となること、つまり、給与所得となるべきであった経済的利益が一時所得に転換されることにある。

しかし、そもそも所得区分の転換を計画的に行えるような収入が、偶発性をその特徴とする一時所得となることに疑問なしとしない。

そこで、解約返戻金による所得を一時所得とする現行の取扱いについて検討する。

1 給付の性質

生命保険契約について、保険法が、人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するもの、と規定していることから、保険法学においては、解約返戻金は保険給付ではなく、付随的給付と解されている。

また、保険の本来の経済的機能はリスクをコストに転換することであるが、解約返戻金はその機能を持っていない。(これについては、生死混合保険における生存保険金もその機能を持っていないし、さらに言えば、死亡保険金であっても生死混合保険や終身保険では、その機能が低くなる場合がある。)

つまり、死亡保険金と解約返戻金は、法的にも経済的機能としても性質が異なっている。

このように性質の異なる所得であれば、異なる所得区分となる可能性を検討する余地がある。

2 文理解釈

税法の解釈において最も基本となるのは文理解釈であるので、一時所得を規定する所得税法 34 条を検討する。

所得税法 34 条の規定は、「一時所得とは、利子所得（中略）及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。」となっており、①利子所得から譲渡所得の 8 つの所得区分以外の所得であること、②営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること、③労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの、という 3 要件を満たす所得であり、保険契約に基づく収入はこれを満たし、一時所得に該当すると解されている。

しかし、解約返戻金の場合、役務や資産の譲渡の対価としての性質があるとはいえないが、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」に当たるといえるかについては、検討の余地がある。

例えば、資金拠出を行うことによって、特定の時期に確実に利益が上がる契約を締結し、実際にその利益を得た場合、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」と解する余地も十分にあると考える。

実際の保険契約に当てはめると、養老保険や終身保険のような保険金を必ず受け取ることができる保険は、保険料積立金を最終的には保険金額に達するまで積み立てる必要があり、その保険料積立金の積立期間中の運用益も併せて累積していくため、時期を選べば確実に利益を上げることができる契約となることが多い。「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」と解する余地は十分にあるものとする。

他方、定期保険などの最終的に保険金を得ることができるか確定していない保険の場合、長期平準定期保険や逓増定期保険などであっても、解約返戻率が 100%を超えることはまれであり、そのような条件の解約返戻金による

収入が「営利を目的とする」とは言い難い⁽⁷¹⁾。

3 小括

解約返戻金による所得につき、一時所得とならない場合があり得るとの可能性を示唆することができたところ、一時所得に関する文理解釈の理論的精緻化や、一時所得として所得区分を構成すべき所得のあるべき範囲を立法論まで含めて研究をする必要性はあると考える。

しかし、その逆に、現行の法令の元では一時所得ではないとは解釈しえない類型があることも判明した。このことから、本稿において検討している低解約返戻金型生命保険契約を利用した租税負担の軽減策に対しては、所得区分の解釈見直しでは、そのすべてを防止することは難しいと言わざるを得ない。

他方、所得区分の見直しを行った場合、一部の類型の解約返戻金についてだけとはいえ、解約返戻金の仕組みが通常の生命保険契約をも含めて、これまでの取扱いを大きく変更することとなる。

これらの検討からすれば、生命保険契約に基づく収入の所得区分に関する解釈を変更することは、それが可能であったとしても、変更によって生ずる影響の大きさに対して不十分な効果しか得られないことから、今回の研究(低解約返戻金型生命保険契約を利用した租税負担の軽減防止)においては、こ

(71) ただし、これは一時所得の計算の際に、支払保険料総額を支出した金額とするという現行法令(所得税法施行令 183 条)の規定を前提とした結論である。しかし、既述のとおり、生命保険契約の価値を保険料積立金額(もしくはそれに近似する金額)であるとして評価することは、支払保険料総額の内、既に経過した年分に対応する危険保険料は既に費消され、残っていないという保険数理的な理論に基づいている。この理論を最終的な所得計算の時点まで拡張するならば、既に費消された危険保険料相当額は一時所得の控除項目としての支出した金額に含まれるべきではないということになる。そのためには、もちろん所得税法施行令 183 条の改正が必要となるが、その理論に沿って生命保険契約に関する課税が規定されるのであれば、定期保険などであっても、解約返戻金額がその時点での保険料積立金額を運用益分だけ上回っている可能性は十分に考えられることとなり、養老保険等と同様に、時期を選べば確実に利益を上げることができる契約として、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」と解する余地が生じるものと考ええる。

れ以上検討する必要はないと考える。

第 4 章 法令改正の検討

保険契約の譲渡時点での評価額が適正なものとなれば、少なくとも本稿で検討している課税上の弊害はほぼ防止できると考えられるが、第 2 章での検討の通り、精緻な評価のためには、保険業界の協力が不可欠である。

そして、業界の協力が得られないなどの理由で、簡便な評価法とした場合、適正な価値からの乖離が生じることとなり、課税上の弊害の防止策としては不十分なものとなる可能性があるし、個別の契約類型に対して相応に適切な課税が実現できるような簡便法が開発できたとしても、今度は逆に、その簡便法では適切に評価できない契約を利用した節税策が新たに開発されるおそれが残ると考えるべきであろう。

そこで、本稿で検討している契約者変更によって移転された低解約返戻金型生命保険契約に係る課税を適正化するために、保険料積立金額と解約返戻金額の乖離が大きい保険契約を念頭に置いて、課税のタイミングや所得区分判定の在り方を、特別な立法によって規定することを検討する。

第 1 節 最終段階でのみ課税

1 個人に対する課税理論としての整合性

個人間で保険契約の名義変更（贈与）を行った場合、保険給付等が実現するまで課税を行わず、保険料負担者と保険金受取人の関係と保険料負担割合に応じて所得の性質決定を行っている⁽⁷²⁾。

本稿において検討している課税上の弊害とは、生命保険契約の贈与に関する個人に対する課税のタイミングが、個人間贈与では保険給付等の給付時点である一方、法人からの贈与は生命保険契約の贈与時点となっていることから生じているともいえる。

(72) 相続税法 3 条及び 5 条。

そこで、法人からの生命保険契約の贈与も個人間と同様に、保険給付等が実現するまで課税を延期し、保険料負担者と保険金受取人の関係と保険料負担割合に応じた所得の性質決定を行うこととする方策が考えられる。

(i) メリット

個人間での贈与の場合の取扱いとの差異がなくなり、また、最終的な保険料負担割合に応じた所得の性質決定がなされるため、特定のタイミングでの評価額を考慮する必要がない。

(ii) デメリット

現在、フリンジベネフィットとして給与課税が行われているような、法人が一部の役員のための保険料負担を肩代わりしている状態（経済的利益）につき、その時点で課税しないこととなり、本稿での検討とは別の弊害が生じることとなる。

また、保険給付等が実現した時点において給与所得に当たると性質決定された場合、その時点で既に退職等によって従業員でなくなっていることもあるところ、そのような場合の給与所得課税をいかにするべきかという問題が生じることとなる。

2 本案の評価

本件において検討している事例以外に対して大きな影響が及ぶことになるため適当ではない。

第 2 節 各時点での課税は維持しつつ最終段階で調整

1 現行の各時点での課税結果に対する解釈

現行の個人間贈与のように保険給付等が行われる最終段階で課税を行う場合であっても、その保険契約の契約者名義の変遷とは別に、実際に保険料を負担した者が誰であり、その金額がどれだけであったかという事実に基づいて課税が行われることとなる。

さらに、現行の取扱いに基づいて、生命保険契約に関連する各時点での経済的利益としての給与課税等が行われた場合は、その給与課税等が行われた金額をもって当該個人が保険料を負担したものとして、以後の保険給付等が実現した際の相続税法に基づく按分計算及び一時所得の所得計算に組み込まれている。

つまり、現行の取扱い、最終的に保険給付等が実現した時点において、それまでの各時点での課税の結果を保険料負担者と保険料負担額の変動という形で取り入れて計算される各保険料負担者と保険料負担割合によって保険給付等の金額を按分し、各保険料負担者と保険金受給者との関係に基づいて所得の性質決定を行っており、現行の所得課税における取扱いと相続税法に基づく按分計算は、その点において両立しているといえる。

ここで、本稿において検討しているような、法人から個人へ生命保険契約を譲渡した場合については、譲渡時点での評価額が個人負担分の保険料となる一方、譲渡時点での評価額と支払保険料総額との差額は、法人負担分でもなく個人負担分でもないものとして消滅しており、この点については、保険給付等の段階での保険料負担割合に基づく按分計算という相続税法の論理からすれば疑義を感じるころである。

そこで、当該差額について、譲渡時点で消滅させるのではなく⁽⁷³⁾、保険給付等が行われた時点での相続税法における按分計算の際に、法人負担分の保険料として反映させるという取扱いに変更すれば、この点についても、理論的な整合性を確保することができると考える。

そしてこの変更が行われるならば、もしも、譲渡時点での評価額に問題が生じたとしても、保険給付等が行われた段階で調整されるため、最終的な租税負担という点で、より適正公平な課税となることが期待できる。

(73) この取扱いは、所得税法及び相続税法の計算に関するものであり、法人税法の計算に影響を及ぼすものではなく、法人課税において、この段階で資産計上されている保険料がある場合、現行の法人課税上の取扱いに従い、譲渡時点で全額損金算入することになる。

(イ) メリット

各時点における現行の取扱いには影響を及ぼさない。

保険料負担割合で保険給付等の金額を按分する方法で、保険給付等による収入に対する課税を、所得税法、相続税法を通して統一することができ理論的な整合性が高まる。

評価方法の改善と並行して実施できる。

実際の価値と評価額の間にある程度の乖離が避けられないような簡便な評価方法であったとしても、最終的に課税上の弊害がほとんど無いと評価できる課税となる。

(ロ) デメリット

保険給付等が実現した時点において給与所得に当たると性質決定された場合、その時点で既に退職等によって従業員でなくなっているところもあるところ、そのような場合の給与所得課税をいかにするべきかという問題が生じることとなる。

また、従業員であったとしても、どの年分の給与所得とすべきかという問題が生じる。

2 特別措置による対応

前述のデメリットで指摘した課税上の問題に関しては、給与所得と性質決定された所得に対する課税方法につき、立法による特例措置を設けることで解消することができないか検討する。

(1) 保険給付等による収入を得た時点で給与所得と性質決定される場合

まず、第 2 章における評価方法の改善策のうち、譲渡時点での支払保険料総額で評価する方法を採用した場合、法人負担分の支払保険料は譲渡時点で 0 となり、その結果、保険給付等による収入を得た時点において給与所得としての性質を持つ金額も 0 となるため、ここで検討する必要のある問題は存在しないこととなる。(この意味でも、保険契約を支払保険料総額で評価することには、特に課税の簡素化という点で大きなメリットがある。)

他方、その他の評価方法（現行の評価方法も含む）では、評価額の多寡はあるものの、保険契約の譲渡時の評価額は支払保険料総額の一部となることから、その残余相当額が法人負担分の保険料として残ることとなる。

その結果、保険給付等による収入を得た時点における支払保険料総額内の法人が負担した保険料の割合に対応する保険給付等の金額が、ここで検討する必要がある給与所得としての性質を持つ収入に当たることとなる。

（２）保険給付等による収入を得た時点で給与所得と性質決定された場合の課税関係

ここでは、（１）において示したとおり、保険給付等による収入を得た時点で給与所得としての性質を持つとされる収入金額が定まった場合の課税関係を検討する。

まず、保険給付等の内容が死亡保険金であった場合、法人が負担した保険料に対応する部分の死亡保険金については、保険料負担者が法人、被保険者が従業員、保険金受取人が被保険者の親族となるので、これは、相続税法における取り扱いに基づいて、退職手当としての死亡弔慰金として相続税の対象となると考えられる。つまり、給与所得に対する課税を考慮する必要はないこととなる。

その結果、考慮する必要がある保険給付等とは、生存保険金⁽⁷⁴⁾か解約返戻金ということになる。

このような保険給付等による収入に対する課税に理論的な理想だけを適用するならば、これは、保険契約譲渡時点において法人負担部分として残った保険料相当額を、保険契約譲渡時点での給与収入であるとして、さかのぼって源泉徴収すべきであるということになる。

ここで、「保険契約譲渡時点において法人負担部分として残った保険料相

（74） 生存保険金がある保険は、その生存保険金額に相当する部分については養老保険と同様となるので、第 2 章における評価方法の改善策のうち、養老保険について譲渡時点での支払保険料総額で評価する方法を採用した場合は、生存保険金について保険給付時点で給与所得としての性質を持つ収入金額は存在しないこととなる。

当額」を給与収入とするのは、その法人負担分保険料に対応する部分の保険給付等の金額が法人負担分保険料から増加した部分の金額は、あくまで、保険契約譲渡以後に保険契約自体によって稼得されたと考えられるからである。そして、法人負担分保険料が給与所得として課税されれば、それ以降は本人負担分保険料として扱われることとなるため、その法人負担分保険料に対応する部分の保険給付等の金額については、本人負担分保険料に対応する部分の保険給付等の金額に加算し、一時所得として課税されることとすべきである。

ただし、理論的にはこれでいいとしても、生命保険契約は十年以上継続することも一般的であり、実際に保険給付等が実現した時点では除斥期間が経過している可能性も高く、そうでなくても、当該従業員が既に退職しているなど、源泉徴収を行うことが現実的ではない時期に保険給付等が実現することも容易に想像することができる。

以上の検討から、これらの点につき、適切なバランスを取った特例を設ける必要があるといえる。

(3) 保険給付等による収入を得た時点で給与所得と性質決定された場合の問題を解消するための特例措置（源泉徴収の扱い）

まず、保険契約譲渡時点にさかのぼって、源泉徴収を行うことができる状況ならば、原則通りでいいのであるが、これについては、既述のとおり、実際上の問題が生じる場合が想定されることとなる。

そこで、給与所得としての源泉徴収を不要とすると同時に、保険給付等を得た個人において申告を義務付けることを、特例をもって措置することが考えられる。

これが措置できれば、後は、期間制限の問題となる。

(4) 保険給付等による収入を得た時点で給与所得と性質決定された場合の問題を解消するための特例措置（期間制限の扱い）

更正決定は5年の除斥期間があることから、譲渡が行われた年から5年以内であれば、譲渡時点の給与所得として申告することについては、問題

ないであろう。

そこで、それ以上の年数が経過していた場合について、さらに検討する。

考え方としては、それもさかのぼって申告、更正等を認めるという特例措置もあり得るが、「租税法上の法律関係をいつまでも不確定の状態にしておくことは好ましくない⁽⁷⁵⁾」ことから除斥期間が定められていることの趣旨及び各種証拠書類の散逸の可能性という実務上の問題からすると、あまりに長期にわたって申告を義務付ける制度は適当ではない。

そこで、譲渡した年から 5 年以上経過した場合につき、その時点での所得として、申告を行うという特例を措置することが考えられる。

この場合の所得区分であるが、給与所得としての性質を持つ収入ではあるものの、給与所得としての本来の年分から離れた年分の収入と擬制されていることから、給与所得とするとしても特例として措置する必要がある。

しかし、保険契約を譲渡した場合、譲渡した年分において高額な給与所得となっていることが考えられ、給与所得控除が上限近くまで控除されている可能性が高いことを考えると、あえて、保険給付等の実現時点において、特例で給与所得とするよりも、給与所得の性質を持っているが給与所得ではない所得として、雑所得として取り扱うことが適当⁽⁷⁶⁾であると考ええる。

つまり、保険契約の譲渡から 5 年以内であれば、譲渡時の給与所得として申告を行い、5 年以降であれば、保険給付等の実現時点における雑所得として申告を行うと、特別措置法によって規定することが適切であると考ええる。

他方で、このような特別措置が実現した場合、将来の複雑な課税関係を

(75) 金子・前掲注(40) 967 頁。

(76) 特に解約返戻金のように、保険契約者が希望する時点で収入を実現することができる収入は、所得の期間分散による累進税率緩和といった租税負担の軽減策として機能する可能性もあることも考慮すると、給与所得控除の二重適用の可能性が生じる給与所得とするよりも、雑所得であると法定する方が、適正公平な課税という観点から相応しいものと考ええる。

避け、簡素な課税関係としたい納税者もいると考えられることから、例えば通達によって、保険契約の譲渡時点で、その譲渡価額を自主的に保険料総額で評価した場合それを認めるといった取扱いや、保険会社からの保険料積立金額についての証明に基づいて保険料積立金額をもって評価した場合には譲渡時をもって法人負担分の保険料を 0 とするといった取扱い（つまり将来的に法人負担分の課税を考慮する必要がなくなる）を定めることも、一案として考えられるであろう。

（5）小括

特別措置によって、①雇用者による源泉徴収を免除し、確定申告の対象とし、②保険契約が譲渡された時点から 5 年以内に保険給付等による収入を得た場合は、譲渡した年分の給与所得として申告を行い、③ 5 年以上経過後の場合は、保険給付等の実現時点における雑所得として申告を行うと定めることで、本稿において検討している課税上の弊害を、緻密とは言えないまでも簡便かつ十分に防止することができると考える。

3 本案の評価

デメリットを特別措置によって解消することで、最終段階での課税への変更と現行の課税を両立させることのメリットを得ることができることは、現行の課税の必要性と極端な租税負担の軽減策の防止の両立が可能になるということであり、適正公平な課税にとって有意義であると考ええる。

また、これらの施策の結果、今後、行き過ぎた租税負担の軽減を可能とする生命保険商品の開発、販売に歯止めがかかるという効果も得られるものと考ええる。

おわりに

これまでの検討によって、本稿において検討する課税上の弊害を防止するためには、所得区分の解釈の変更は、必ずしも有効ではないが、それ以外の方法ではある程度実現可能性のある改善策が考えられることが分かった。

その結果、①保険契約譲渡時点での評価方法の改善を可能な限り行くとともに、②保険給付等が実現した時点での按分計算の方法を適正化し、③その際に、給与所得の性質を持つと判定された場合の特例を措置することが適当と考えた。

詳しくは、①現行の取扱いを基本的に維持しつつ、譲渡時点での評価額と支払保険料総額との差額について、保険給付等が行われた時点での按分計算の際に、法人負担分の保険料として反映させるという取扱いに変更した上で、最終的な保険給付等が実現した時点において、各時点での課税の結果も取り入れて計算される各保険料負担者と保険料負担割合によって保険給付等の金額を按分し、各保険料負担者と保険金受給者との関係に基づく課税により最終的に調整する制度に変更すること、②その際、給与所得の性質を持つこととなる金額に対する課税の特例として、雇用者による源泉徴収の免除及び受給者本人による申告を義務付けること、③課税時期を、保険給付等が実現した時点が保険契約の譲渡時点から 5 年以内であれば譲渡時点の給与所得として申告することとし、5 年以上経過しているならば、給付時点での雑所得として申告することを措置すること、それらと並行して、④保険契約の譲渡時点での評価を、保険業界の協力が得られるならば保険料積立金額による評価、得られないならば、保険種別と最高解約返戻率に応じて、支払保険料総額による評価、法人税基本通達 9-3-5 の 2 と同様の評価、現行の解約返戻金相当額による評価の組み合わせによって改善するというものである。

もちろん、課税庁において取り扱いを変更し、立法担当者が実際に法案を作成する際に、どのような案をどのように組み合わせるのかということは、その時点での政策判断によるところが大きく、最終的にどのような制度となるかは分からないが、本論文における検討が、今後の生命保険契約に関する課税の適

正化の参考となれば幸いである。